

団体の概要

(令和7年 1月 30 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんおんしがいだんさいせいかいしぶかながわけんさいせいかい) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会										
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。											
(ふりがな) 名称	()										
所在地	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川一丁目13番地10 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)										
設立年月日	明治44年5月30日										
沿革	明治44年5月に、明治天皇の御下賜金を基金として、恩賜財団として本会が設立されると同時に、神奈川県支部が設立される。大正2年9月に、本会第1号病院として神奈川県病院を開設、その後、医療・福祉・保育・保健分野で、計21施設を次々に開設し、現在に至る。										
事業内容等	<p>○神奈川県支部は、発足以来、常に「済生」(生命を救う)の心を基に、地域の基幹となる公的医療機関として6病院を運営するとともに、15の福祉介護施設を運営しています。</p> <table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td colspan="3">横浜市地域中核病院(東部病院、南部病院)、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院</td> </tr> <tr> <td>福祉・介護施設</td> <td colspan="3">わかくさ(特養ホーム)、湘南苑(老人保健施設)、わかくさ保育園、金沢若草園(障害福祉サービス事業所)、サルビア(重症心身障害児(者)施設)、4か所の訪問看護ステーション(かながわ、南部、わかくさ、平塚)、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ(菅田、港南台、六浦、能見台)</td> </tr> </table> <p>○職員数:常勤3,684人、非常勤:810人、計4,494人(令和6年3月末現在)</p>			病院	横浜市地域中核病院(東部病院、南部病院)、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院			福祉・介護施設	わかくさ(特養ホーム)、湘南苑(老人保健施設)、わかくさ保育園、金沢若草園(障害福祉サービス事業所)、サルビア(重症心身障害児(者)施設)、4か所の訪問看護ステーション(かながわ、南部、わかくさ、平塚)、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ(菅田、港南台、六浦、能見台)		
病院	横浜市地域中核病院(東部病院、南部病院)、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院										
福祉・介護施設	わかくさ(特養ホーム)、湘南苑(老人保健施設)、わかくさ保育園、金沢若草園(障害福祉サービス事業所)、サルビア(重症心身障害児(者)施設)、4か所の訪問看護ステーション(かながわ、南部、わかくさ、平塚)、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ(菅田、港南台、六浦、能見台)										
財務状況 ※直近3か年の事業年度分 (単位:千円)	年度	令和3年度	令和4年度								
	総収入	■■■■■	■■■■■	■■■■■							
	総支出	■■■■■	■■■■■	■■■■■							
	当期収支差額	■■■■■	■■■■■	■■■■■							
	次期繰越収支差額	■■■■■	■■■■■	■■■■■							
連絡担当者	【所 属】 【電 話】 【E-mail】	【氏 名】 【F A X】									
特記事項											

横浜市六浦地域ケアプラザ

第5期・指定管理者の応募書類

事業計画書（様式ア）

地域住民がいつまでも健康で安心して暮らせるよう、地域や利用者の皆様とともに、私たち地域ケアプラザの職員が、精一杯頑張っていきます。



社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会

事業計畫

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

横浜市地域ケアプラザ条例

第1条 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、本市に地域ケアプラザを設置する。

第2条 プラザは次の事業を行う。

- 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供
- 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催 ○福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
- 福祉サービス、保健サービス等の提供に関する調整 ○通所介護事業 ○居宅介護支援事業 等

指定管理者として行うべき取組

＜基本的な考え方＞

地域ケアプラザ条例に基づき、横浜市及び金沢区福祉保健計画を推進するために、地域、区、関係機関との連携によって、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け取り組んでいきます。

＜具体的な取り組み＞

1 地域や関係機関と連携し、地域福祉計画を推進することが役割と考えています。

- ① 地域や区、関係機関・関係事業者等との連携を強化し、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け取り組み、地域福祉保健計画を推進していきます。

2 地域包括ケアの推進に向けて取り組んでいきます。

- ① 地域の医療機関・介護関係者とシームレスな支援体制を進めて包括ケアを推進します。
- ② 地域住民や関係者に認知症サポーターになることを推奨して、地域での認知症対策を進めます。
- ③ 医療・介護・地域の関係者と地域ケア会議を行い、地域包括ケアの推進に反映します。
- ④ 地域住民とインフォーマルサービスの支援体制を構築して生活支援を充実させます。

3 「共助」の取組みを厚くして、地域の見守りや支援力の向上に取り組んでいきます。

- ① 地域の高齢化の進行により、「自助」、「共助」、「公助」による日常生活の支援が行える仕組みづくりが重要と考えます。地域ケアプラザでは、地域における「共助」を一層厚くするため地域の社会資源のネットワーク作りにも取り組んでいきます。

4 ボランティア活動など地域住民が地域の担い手として活動が出来る仕組みに取り組んでいきます。

- ① 六浦・六浦西地区は2023年5月区民意識調査で「近隣との人間関係での困りごとがない」と90%以上の方が返答したように、地域間の生活の支援などがより良く進んでいます。
- ② ボランティアの高齢化により次世代の担い手の確保が必要で、新たにボランティアに加わるよう、六浦ボランティアネットワークなどの活動内容や活動の場も融通性を持たせて参加がしやすい仕組みづくりを地域と一緒に取り組みます。
- ③ 高齢化しているボランティアの担い手を確保するために、新たにボランティアに加わる方の育成と、時代に反映した多様性のある参加が出来る新たな仕組みの構築に取り組んでいきます。

5 高齢者の視点としては

- ① 六浦ボランティアネットワークの事務局として、また、地域のボランティアと連携して高齢者を含む地域住民の日常生活の支援を進めます。
- ② 高齢福祉に関する情報を提供するとともに、通所介護、居宅介護支援サービスを提供します。
- ③ 民生委員や区と連携し、一人暮らし高齢者の見守りや高齢者虐待防止の見守り活動を進めます。
- ④ 協議体の「ささえ愛のつどい」で様々なテーマから「自分事として考えられる仕組み」を関係者と模索しながら、地域事情も反映して取り組んでいます。

6 子どもの視点としては

- ① 地域、関係団体、区等と連携し、子ども達が健やかに育つよう、会議や研修、イベント実施等を通して支援を進めます。
- ② 地域の子や親同士の関係づくりの場や親子の健康づくりの為、子育て支援に関する情報提供や事業の取組をしていきます。
- ③ 区や地域の様々な団体等と連携し、児童虐待を防止するための見守り活動を進めます。
- ④ 小中学生の居場所、学習支援の場として毎週（むうたん塾）を開催し、教員OB、近隣大学生、地域住民に力を借りて、子ども達の不登校や引きこもりの予防支援をしています。

7 障がい児・者支援の視点としては

- ① 相談者などに必要に応じて障がい福祉制度等に関する情報提供を行います。
- ② 地域、社会福祉協議会、基幹相談センター、区などの関係団体と連携し、障がい児・者の居場所づくりや地域との交流、福祉体験学習を通じて、お互いの理解を進めるための事業を行います。

8 地域福祉保健の中で、防災という視点が重要となっています。

東日本大震災以降、また近年の大規模自然災害等で、地域防災対策の必要性が高まっています。災害時に要援護高齢者を支援するとともに、福祉避難所としての役割を果たしていきます。

応募理由

私たちは、以下の理由から、第5期指定管理期間における六浦西・六浦地区における地域ケアプラザの運営を地域で担いたいと考え、応募させて頂きました。

1 地域との信頼関係を生かし、ケアプラザの円滑な運営を引き続き担いたい。

- ① 本会は、平成10年の開所以来、20年以上の長年にわたり地域の様々な団体・ボランティアの皆様との、信頼関係やネットワークを築き上げてまいりました。
- ② 今までの経験、地域との信頼関係を活かして、地域の皆様とともに活動し、一層充実した福祉保健サービス等を提供していくことで、いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、微力ながら貢献していきたいと考え応募をさせて頂きました。

2 慣れ親しんだ人間関係の中で、安心してサービスを受けていただきたい。

- ① 地域包括支援センターとして、地域の皆様の様々な相談を受け、支援が必要な方の見守りを地域の皆様と共にを行いながら、信頼を寄せて頂いてきました。
- ② 介護の相談やサービスを受ける方は、経験がないことによる不安があるため、相談等を担当する職員との信頼関係が重要と考え、援助技術の向上に取り組みながら対応にあたっています。
- ③ 長年の多様な相談に対応して蓄積された経験と技術を活かして、相談者が慣れ親しんだ地域の中で安心して生活を送るために、本会が引き続き運営を担っていきたいと考えています。

3 本会施設が多い金沢区において、ケアプラザの運営を引き続き担いたい。

- ① 本会は金沢区で複数の病院、福祉施設を横浜金沢医療福祉センターとして事業展開しています。
- ② 地域ケアプラザの運営を引き続き担い、横浜金沢医療福祉センターとして連携を図りながら、さらに地域への広がりのある貢献策を検討していきたいと考え応募させて頂きました。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地域の特色

六浦地域ケアプラザ包括エリア

(令和6年3月末)

	六浦C P	金沢区	横浜市
総人口	26,236 (100%)	192,993 (100%)	3,750,616 (100%)
15歳未満	2,644 (10.08%)	19,742 (10.2%)	423,756 (11.30%)
65歳以上	8,804 (33.56%)	59,930 (31.1%)	939,023 (25.04%)
75歳以上	5,062 (19.29%)	34,281 (17.8%)	537,892 (14.34%)
90歳以上	463 (1.7%) ※1	3,120 (1.6%)	65,455 (1.75%)
要介護認定者数 ※2	1,682 (19.10%)	11,602 (19.4%)	189,667 (5.06%)

※1 包括エリアの90歳以上のデータは無いため六浦・六浦西地区の数字を計上。

※2 要介護認定率:対65歳以上人口比。六浦認定者数は、六浦65歳以上人口に区認定率を乗じた推計

①地域の高齢者状況は65歳以上の高齢化率(六浦地区:29%、六浦西地区:34%)が高く、独居・高齢化世帯が多い。要介護認定率(約20%)も高くなり、75歳以上の高齢化率(六浦地区16%、六浦西地区20%)も高い状況にあります。高齢化による介護相談も増加傾向ですが世帯構成から成年後見制度の相談も多い特徴があります。

②住民特性は、古くは鎌倉時代から木材・塩などの物資を運ぶ流通の土地として栄えていた土地柄で古くから土地に住まわれている住民が比較的多く、住民のつながりが出来ていることからボランティア活動などのインフォーマル活動が活発なのが特徴です。

特に六浦ボランティアネットワークは、公的制度で対応できない地域の高齢者等の生活ニーズを地域の方のボランティアによって解決する仕組みとして定着しています(年間約220件)。

③1970年代からは高台に戸建てや集合住宅の開発が進み、住民が増加したことで六浦全体の住民活動も活発になりました。

④土地は傾斜が多く、土砂災害警戒区域の指定場所も数個所存在、(土砂災害警報避難勧告対象エリアは約680世帯)大雨時にはがけ崩れの危険地域が点在。またハザードマップ(津波被害予想)では、侍従川を挟む六浦4丁目、3丁目と六浦南町の一部が浸水危険のある地域で福祉避難所の役割が重要視される地点です。日常生活では坂道が多いため買い物や通院など外出困難の問題が発生。インフラ整備されていない地区もあり高齢化が進む地域で課題となっています。

2 地域の主な課題等

①急速な高齢化の進展

特にこの六浦西地区は20%と区平均(18%)より高く深刻で、75歳以上高齢者が増加すれば要援護者も急増します。六浦地区は学生が多い特徴があるため平均より低くなっていますが、高齢化は進んでいます。また、独居、高齢者世帯率に関して、六浦西地区は区内で1,2位と高くなっています。

②世代間や近隣関係の希薄化が進んでおり、世代を超えた交流の仕組みが課題です。

③ボランティア等担い手が高齢化に加え、若い世代は短時間で気軽なボランティアに参加希望が増えており、今後のインフォーマルサービス利用へ新しい活動の仕組みが求められています。

④災害時要援護者の避難支援をいかに行うか、福祉避難所の運営をいかに行うかが課題です。

3 地域課題の把握・分析方法等

- ①日々の相談業務などを通じて、地域の住民・団体、事業者等からの声に耳を傾けます。
- ②地域団体の会合、行事、地域ケア会議、地区推進連絡会等を通じ課題を把握します。

4 地域の将来像へ向けた取り組み

- ①地域団体と協力して高齢者の見守り活動を進め、高齢者の方が集える場を作ります。
- ②地域で子どもへの期待や関心が高いことから、世代を超えた交流・仲間づくりを推進していきます。近隣大学の学生と地域の情報交換をしやすい仕組みを作ることにより、効率的に出来る仕組みを整えます。
- ③様々な行事（フレンドまつり、スポーツ推進活動、寺子屋、居場所づくり等）を通じ、若い力を地域活動に活かしながら、まちの活性化を図り、若者も戻りたくなるまちづくりの支援を継続します。
- ④ボランティアを生きがいとして活動できる現状を活かし、安全面やボランティア活動の中で健康づくりや予防事業を組み合わせるなど、担い手を含めた支援、育成を推進します。
- ⑤災害時に要援護者の避難支援を確実にできるよう仕組みづくりを進めます。

（3）担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所は、地域における様々な福祉課題等の解決に向けて、日常的に連携して支援をしていきます。
- 地域の関係団体や他の地域ケアプラザとも、できる限り連携し、福祉講座の共同での実施や啓発、ボランティアの育成等を行います。

※プラザにとって地域団体との連携が重要ですが、地域団体等との連携は、「23頁」に記載しました。

1 地域、行政、区社会福祉協議会との連携

- ① 区役所、区社会福祉協議会と共に地区の福祉保健計画推進に向けた支援チームのメンバーとして地区推進連絡会はじめ、個々の取組に関わります。
- ② 「六浦西チーム」では重点事項の一つであった認知症の啓発事業と共に取り組むなど地域と一体となって活動します。

2 区役所との連携について

- ① 区役所とは、毎月の所長会、プラザの職種ごとの連携会議、介護保険の認定申請等の様々な場面で日常的に連携していきます。
- ② 地域包括支援センターでのケース検討は、区との定例会を毎月開催し、対応困難ケースなどの情報を共有していきます。
- ③ 高齢者、児童、障がい者の虐待等の事案が発生した場合は、区と緊密に連絡を取り合いながら、民生委員・児童委員の方などとともに、虐待防止のための見守り活動を行います。

3 金沢区社会福祉協議会（区社協）との連携について

- ①ケアプラザの生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターと区社協の生活支援コーディネーター、地区担当は連携して、地域における生活支援や地域活動についてのあり方を検討して行きます。

②ケアプラザの六浦ボランティアネットワーク定例会、協議体と位置づけている「ささえ愛のつどい」に区社協地区担当が出席しています。

③子育て支援事業（学習支援事業）などにおいて小中学校、横浜市教育委員会、区・子ども家庭支援課、生活支援課とも連携を図っていきます。

④区社協のあんしんセンターや送迎サービスが必要な相談者の場合、区社協に繋げていきます。

4 関係機関との連携

①本会が運営する金沢区内の病院、区外の病院、循環器呼吸器病センター、横浜南共済病院などと連携し、医療講座を開催し、住民に保健医療知識の啓発活動を行います。また、横浜南共済病院とは急性期医療対応後の患者の地域支援をめぐって居宅支援事業との連携を図ります。

②エリア内の小中学校と、福祉教育を通して連携しています。小中学生には、認知症サポーター養成講座を出張開催し、若い世代から認知症の方の対応などを啓発、エリアの保育園・小学校とは、デイサービスとの交流を定期的に行うことで、高齢者と園児・児童がふれあいを通じた思いやりの気持ちを育みます。

③横浜市立大学、関東学院大学と連携し、看護学生の実習生やボランティアの受け入れ、関東学院認定栄養ケアステーションとチームオレンジなどの連携事業を展開します。

5 他の地域ケアプラザとの連携

①定例所長会議等や職種ごとの会議で情報交換を日常的に行うとともに、他のプラザと連携した共同事業（柳町地域ケアプラザとの共催で権利擁護啓発事業を実施）などを進めます。

（4）合築施設との連携について（市民利用施設との合築の場合のみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

合築施設との連携について

＜基本的な考え方＞

福祉施設である地域ケアプラザは、一般のスポーツ・娯楽等の施設である地区センターと施設目的は異なりますが、催し物の一体開催、施設管理委託の一体化及び防犯・防災体制の共同での取り組みによって、六浦地区にある横浜市の公の施設として、区民サービス・区民福祉の向上に向け連携して取り組んでいきます。

1 同一敷地内の合築施設の状況

施設名	目的	階	施設内の諸室
地域ケアプラザ 面積 1279.01 m ²	地域の福祉・保健活動等の振興と福祉サービス等の提供	1階	事務室（受付）、相談室、ボランティアルーム、地域ケアルーム、多目的ホール、調理室、デイルーム、デイ調理室、介助浴室、休養室
地区センター 面積 2046.5 m ²	スポーツ、レクリエーション等を通じて、地域住民が相互の交流を深める場	2階	事務室（受付）、印刷コーナー、ロビー、図書コーナー、自習室、娯楽コーナー、プレイルーム、体育室
		3階	料理室、多目的室（大・小）、工芸室、和室、音楽室

2 催し物の一体開催等

- ① プラザバザーや地区センター作品展などを、合同祭という共同開催として行事を企画し、複合施設として連携した運営に努めています。（令和5年度には六浦フェスタを合同開催）
- ② 地域ケアプラザにおける各種講演会、講座、バザーなどは、地区センターの利用者にも、

参加をチラシ掲示・配架、受付等で積極的に働きかけるとともに、福祉ボランティア活動への参加の誘導なども行います。

3 防犯・防災体制に関する共同の取り組み

- ① 地区センターとの複合施設として、防犯、防災体制を共同で取り組んでいきます。
- ② 消防訓練、避難訓練を共同で実施し、災害時の利用者の安全確保に努めています。
- ③ 災害発生時には、同じ横浜市の公の施設として、必要な役割を果たせるよう協力して取り組んでいきます。

4 建物設備管理委託の一体化

- ① 消防設備、冷却塔、空調設備、自動扉、清掃業務等の共同管理を行うことで、建物全体の一体的管理を効率的に行います。施設管理面では、常時、情報交換し、館内の快適な利用環境の整備に努め、施設の長寿命化に協力して対応してまいります。

5 合築施設との連絡調整

- ① 複合施設内で、連絡調整を定期的または隨時行い、様々な連携調整を図っていきます。（定例連絡会議も開催していきます。）

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。



日本最大の社会福祉法人「済生会」

本会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと、明治44（1911）年に恩賜財團として設立されました。以後、幾多の変遷を経て、戦後は昭和26年に公的医療機関の指定、同27年に社会福祉法人の認可を受け、110年以上にわたり、保険・医療・福祉で実績を積み重ねてきました。現在は、第6代総裁に秋篠宮皇嗣殿下を推戴し、次の三つの目標を掲げ、日本最大の社会福祉法人として、83病院を含む405福祉施設・437事業において、全職員約6万6千人が全国で保険・医療・福祉・介護事業に携わっています。

- 生活困窮者を **済**（すく）う
- 医療で地域の **生**（いのち）を守る
- 医療と福祉、 **会**を挙げての切れ目

のないサービスを提供



本会は、コロナ禍を経て3つの目標に加えて、社会的に弱い立場にある人々も誰一人取り残さず、全ての人が地域社会に参加し、共に生きて行くという「ソーシャルインクルージョン」の理念を推進することで、高齢者や子ども、障がい者等が地域の一員となり、共に生きる地域づくりに貢献していきます。本会は、法人としては1法人ですが、全国の都道府県に40の支部を置き、支部単位で、保健・医療・福祉・介護事業を展開しています。

神奈川県済生会（神奈川県支部）

本会設立とほぼ同時に神奈川県支部が創設され、その後大正2（1913）年に、本会における全国の第一号病院として、現在、東神奈川にある病院が開設されました。

病院事業としては、その後、平塚市の病院、金沢区内の病院の開設を経て、昭和55年に横浜市の地域中核病院の第1号として、横浜市港南区に病院を開設しました。

また、平成19年には、本会では2か所目の地域中核病院として横浜市鶴見区に病院を開設し、平成30年には、東神奈川にリハビリ専門病院を開設し6病院体制となりました。

〈東神奈川の病院〉



〈金沢区の病院〉



〈港南区の病院〉



〈鶴見区の病院〉



福祉・保健事業としては、昭和40年に金沢区の知的障害施設を県から受託、同51年に保育園、同55年に特別養護老人ホームを開設し、その後、港南区港南台、金沢区六浦及び能見台、神奈川区菅田に横浜市地域ケアプラザの受託運営を開始しました。

現在では、6病院、4地域ケアプラザ、1包括支援センター、1特養ホーム、1老健施設、1通所介護施設、4訪問看護ステーション、1保育園、2障害施設の21事業を運営し、約4,400人の職員が地域における医療・保健・福祉・介護事業に携わっています。(以下はケアプラザ写真)

＜港南台＞



＜六浦＞



＜菅田＞



＜能見台＞



地域ケアプラザ運営に係る基本方針

1 常に地域とともにある施設でありたい。

「地域の拠点」として、

「地域とともに考え」、

「地域とともに活動・交流」し、

「地域の関係団体、関係機関と連携」し、

「地域の方たちへの福祉サービスを提供」し、

いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会を目指していきます。

2 高齢、障がい、子育て中など、すべての方のための施設でありたい。

高齢者、障がい者、子育て中の親子など様々な方たちが、集い、交流していくことによって施設から仲間の「輪」を広げることを目指していきます。

3 利用者一人ひとりに寄り添っていく施設でありたい。

利用される方の人権や意思をできる限り尊重し、利用される方の気持ちに寄り添ったサービスの提供を目指していきます。

4 地域や利用者の方から信頼される職員であることを目指していきたい。

地域ケアプラザに働く職員は、保健・福祉のプロとしての自覚を持ち、常に自己啓発と相互研鑽に努め、地域や利用者の方から信頼される人間性と専門性を高めるよう努めています。

(2) 財務状況について(地域ケアプラザ)

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の実行状況

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]

2 法人税等の滞納の有無

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]

3 財政状況の健全性等

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]

4 安定した経営ができる基盤等

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]

3 職員配置及び育成

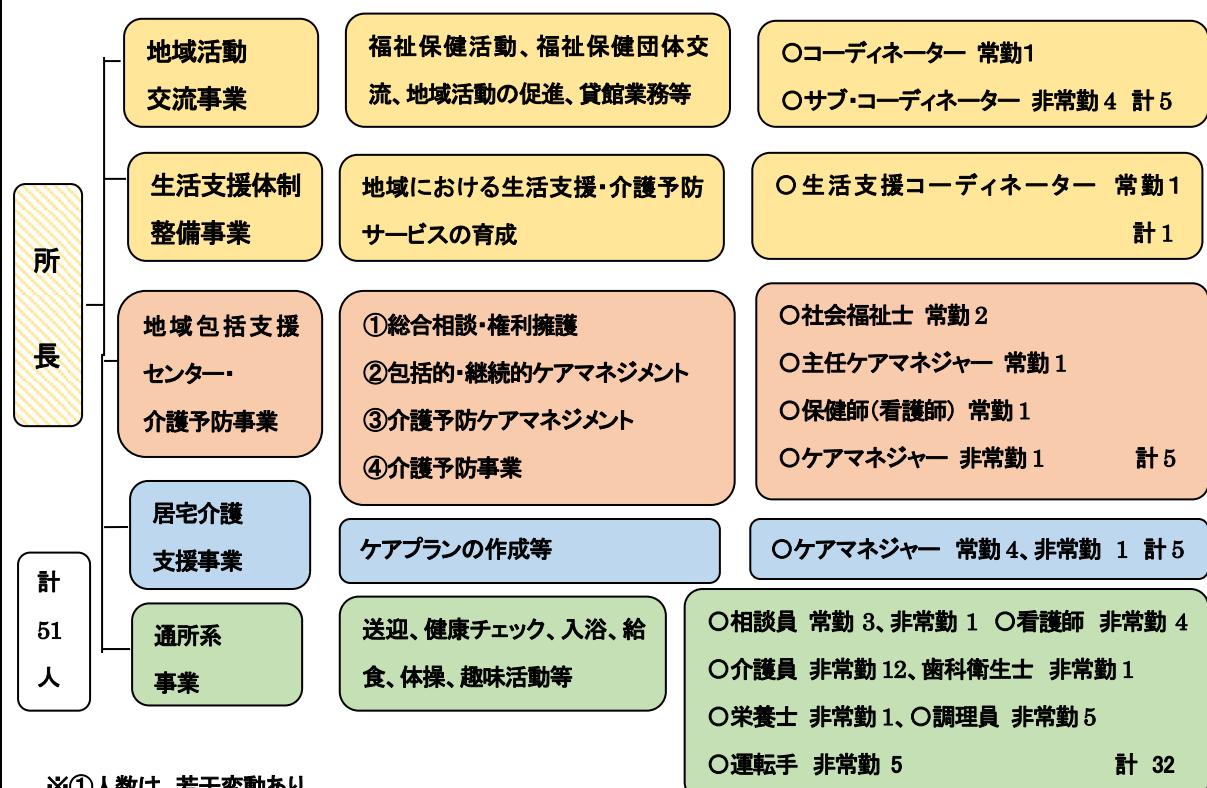
(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

＜基本的考え方＞

- 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザは、公的な役割を認識し、定められた人員配置基準を満たすように、また、できる限り欠員を生じさせないよう職員を確保していきます。
- 職員採用においては、プラザ職員として定められた有資格者の中から、面接等の選考を行い、できる限り経験豊富でフットワークが良い職員、また、窓口対応や地域の方との協働事業等も多いことから、協調性の高い職員を採用するよう努めています。
- 特に所長は、地域との関係も強く、施設・各事業の要であることから、福祉や地域について豊富な経験のある人材を所長に任命するようにしてまいります。

必要な職員の確保、適正な配置



※①人数は、若干変動あり

②上記の他、所長 1 経理・人事労務担当 2 (非常勤2)

1 法令及び市の基準を遵守した職員の確保

介護保険事業であるデイサービス事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センター事業は法令により、基本的な人員配置基準が定められていますのでその基準を遵守するとともに、より円滑な事業執行が可能となるよう適正な人員配置を行っていきます。

2 スムーズな運営を行うための勤務体制

開所時間が、原則9時～21時、年末年始等以外は、土日祝日も開館のため、遅番と早番、土日と平日勤務のローテーションを組み、円滑な運営に努めています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

基本的考え方

- 1 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザの職員として、公的な役割を認識し、公的施設の運営を担っていることの自覚を高めることを目的に人材育成・研修を行っていきます。
- 2 地域ケアプラザが様々な研修に取り組む際には、「地域の拠点」、「地域のための施設」であるという視点を意識するよう取り組んでいきます。
- 3 個別事業における知識・技術を習得して専門性を高め、個人としてのステップアップにもつながるよう人材育成・研修を行っていきます。
- 4 より広い視野で業務に取り組めるよう、所内会議等において、様々な地域に係る情報等を共有化していきます。
- 5 研修については、年間計画を定め、年間を通じての振り返りを行うことによって、継続的により質の高い研修計画となるよう努めていきます。

研修計画

1 研修計画に基づく研修による職員の育成

① 人権研修	人権に関する意識の向上	年1回
② 接遇研修	施設利用者等への応対技術の向上	年1回
③ 事故防止、リスクマネジメント研修 SAM研修	デイ等の事故防止、及び事故発生時対応に関する意識・技術の向上、 OAセキュリティ研修	年2回
④ 防災・防火訓練、AED研修	地域施設としての防災等意識の向上	年2回
⑤ 法令遵守・個人情報保護研修	情報漏えい事故防止等意識の向上	年2回
⑥ 感染症、食中毒関連研修	夏の食中毒、冬の感染症防止意識の向上	年2回
⑦ 環境保護関連研修	ヨコハマ プラン53計画等の意識の向上	年1回
⑧ 会計経理研修	社会福祉法人会計への理解を深める	年2回
⑨ 業務関連研修 ・認知症研修　・虐待防止研修 ・ケアマネジメント研修 ・介護技術研修　・成年後見制度研修 ・障がい者関係研修・子育て支援関係研修	毎年の研修計画立案の中で、個別業務に関する様々な研修をどのようなテーマや内容で行っていくかを検討して実施	適宜テーマを変えて、定期的に実施

※ 研修は年間計画を立てて実施しています。原則として、全体研修会を、毎月1日とし、開催時間を職員が参加しやすいよう勤務時間終了後の1時間以内としています。
また、研修時間は、勤務時間の対象としています。

2 OJTによる職員の質の向上及び伝達研修

各業務の中で、管理者、先輩等からの指導を通じ、より高いレベルの業務実施に努めます。
また所外研修にも積極的に参加し、参加職員からの伝達研修により情報を共有化します。

3 新採用職員研修

新採用職員には、採用6か月以内に計画的に研修を実施していきます。

4 専門研修の費用負担

専門職資格更新、資格取得研修についての研修経費は施設負担とします。

5 所長会議、区関連会議等の各種会議情報の職員へのフィードバックによる職員の啓発

所内ミーティングで様々な会議情報を共有化し、より高い視点での業務実施を目指します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

＜施設管理の基本的考え方＞

「利用者が館内に気軽に入りやすく、安全で清潔な施設を快適に利用できるようにする」

安全

清潔・衛生的

快適

1 職員による日常的な点検、館内巡視、清掃等

- ①毎朝の館内巡視により、機械室、ガス、水道メータ、消防設備、誘導灯、破損個所の有無等の点検を行い、点検記録簿記載・責任者の確認による確実な点検を行っていきます。
- ②毎日、館内清掃等を行い、トイレの清潔維持を図り、快適な利用を目指していきます。
- ③トイレでは、使用後のスリッパが乱雑にならないよう、スリッパを置く位置を示し、子ども用の便座も用意して、快適に使用していただけるよう工夫していきます。
- ④地域のシニアグループの協力を得て、施設周囲の植木選定や除草を行っていきます。

2 施設長寿命化の観点から、定期点検等の確実な実施と区への早期報告

- ①安心して施設を利用していただけるよう、また、施設の長寿命化の観点から、各種設備等について年間計画に基づき計画的にメンテナンスを実施していきます。
- ②定期点検等については、専門業者に委託して実施しますが、点検により不適切な個所が見つかった場合は、速やかに、区役所と協議し、改善に努めています。

＜施設の維持管理・保守（各種法定点検等）＞

○定期清掃	月 1回	○設備総合巡視保守点検 ○空調機器点検保守 ○冷温水発生機保守 ○受水槽洗浄・装置点検 ○中央監視装置保守点検 ○給湯設備保守 ○自家用電気工作物保守点検 ○デイサービス機械浴リフト点検	月 1回
○害虫駆除	年 2回		年 4回
○機械警備	毎 日		年 4回
○排水管清掃	年 6回		年 1回
○自動ドア保守点検	年 4回		年 2回
○消防設備保守点検	年 2回		年 2回
○エレベータ保守点検	年 6回		月 1回
○レジオネラ検査	年 1回		年 2回

3 感染症対策・衛生対策等

感染症対策マニュアルにもとづき、感染症対策委員会を開催し対策のチェックを行うとともに、職員に対する研修を行い、感染症対策に対する意識向上に努めています。

① インフルエンザ等感染症対策

手指消毒用アルコール液やトイレに紙コップを常設し、特に感染症に注意が必要な要介護者の利用するデイルームには、4か所に大型の空気清浄機を設置、事務所にも空気・加湿清浄機を1台設置し、乾燥対策、雑菌除去に努めています。流行時にはマスクの着用を励行しています。

＜空気清浄機＞



② ノロウイルス対策

デイサービス等各部門にノロウイルス対策キットを常備し、手洗い励行と手洗い場へのペーパータオル設置を行います。研修により嘔吐物処理、発生時対応等ノロ対策を適切に行います。特に、調理従事者の健康状態に注意し、食材の管理に留意するなど、あらゆる感染防止に努めます。

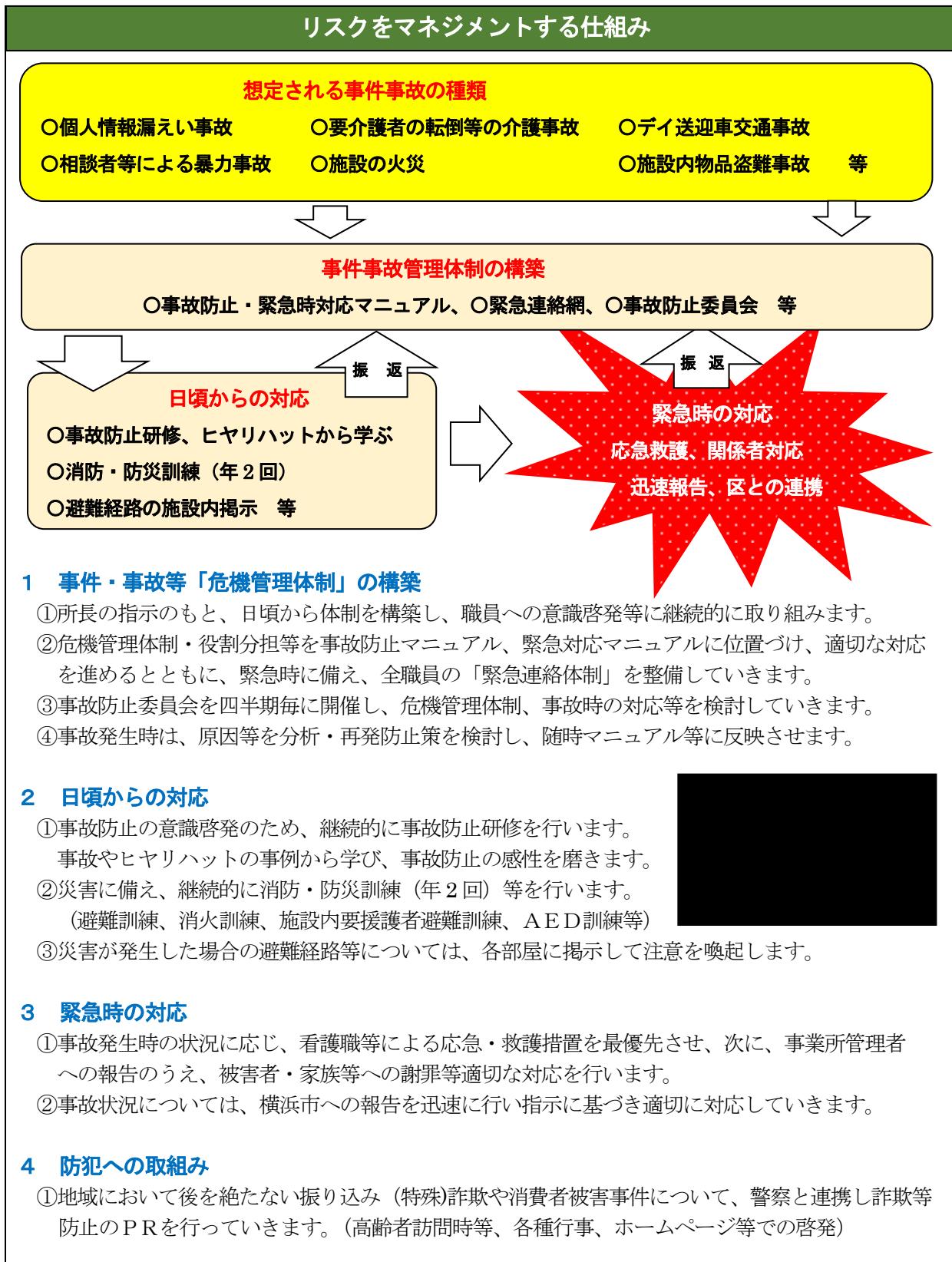
③ レジオネラ防止対策

レジオネラ菌による被害が発生しないよう浴槽の水は毎日交換し、浴槽・シャワーヘッド、及び洗濯室の給湯栓等に関して、年2回専門機関による検査を受けています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。



(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

＜福祉避難所運営に関する基本的考え方＞

- 災害時における福祉避難所の設置・運営のため、定期的に計画書の見直しや訓練を行い、開設に備えた取り組みを行います。
- 福祉避難所開設時は、区の指示に基づき、要援護者を受け入れ、金沢区本部援護班、金沢区社協（区災害ボランティアセンター）、本会の本部等、関係機関と連携しつつ、避難所の適切な運営を行います。

＜福祉避難所（旧名称：特別避難場所）とは＞

- ①災害時、小中学校等の地域防災拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受け入れるための二次的な避難所が「福祉避難所」です。
(金沢区内：特養ホーム5、地域ケアプラザ10、地域活動ホーム3他 計23施設)
- ②福祉避難所への避難が必要な方は、区の専門職などが本人の状況や要介護認定の有無等を確認し、福祉避難所の受け入れ可否を調整したうえで、区役所が受け入れを決定します。
- ③福祉避難所となる施設は、金沢区と福祉避難所に関する協定を結んでいます。
- ④避難者のため災害備蓄が行われています。
(水、食料、紙おむつ、プロテクション、簡易トイレ、毛布等)

地域ケアプラザにおける福祉避難所に関する取り組み

1 福祉避難所を運営するうえでの最大の課題（運営スタッフの確保）

- ①過去、全国の大規模災害時に福祉避難所が設置されましたが、多くの福祉避難所では運営するスタッフ、ボランティアが不足し、十分に機能しなかった例が多いと聞いています。
- ②福祉避難所の運営は、運営スタッフ等の確保が最も重要な課題です。
- ③区の防災計画では、福祉避難所の運営は施設職員が行うとされ、人的スタッフが必要な場合は区援護班がボランティア受入窓口に協力を要請するとされています。
- ④災害時にはBCPに基づいて通所介護や居宅支援、包括の業務の復旧や維持を優先とします。その後に福祉避難所を設置・運営をして要援護者に対する24時間対応を取るには施設職員だけでは人員不足となるため、ボランティアや地域の協力が必要です。そのため、地域との協力体制を敷いて、通常の訓練時からやと一緒に取り組むことが必要です。
- ⑤一般的のボランティアは、日中活動が原則ですが、繁忙時の朝食・夕食時も食事介助のできるボランティアが必要です。

2 福祉避難所設置に向けての適切な準備

①職員の研修及び訓練等

福祉避難所設置運営マニュアルに基づき、福祉避難所運営に関する職員研修会を定期的に行うとともに、区役所、地域防災拠点、地域団体と協議し、福祉避難所の訓練を行っていきます。

②地域ケアプラザ職員の参集

災害発生事には全職員を対象に参集を行い、緊急時の対応が出来るように研修会と訓練の実施をしています。また職員の安全も最優先に考え、参集時の安全確認のため、事前に職員全員の連絡先を登録、速やかに情報収集ができるほか、職員全員が職場と自宅の経路の地図を作成してファイリングしており、移動中の安全と所在の確認が取れるように準備が出来ています。

③他の地域ケアプラザ等との災害時相互応援協定（神奈川県支部）

災害発生時には避難所運営スタッフ確保等のため、神奈川県支部内の4地域ケアプラザ、1デイサービスセンターが福祉避難所運営に関する相互応援協定を結んでおり、日頃から災害時には応援要請の緊急連絡ができるよう連絡網をつくっています。

④DCATによる災害時応援システム（全国本部）

災害時には、本会の全国本部に災害対策本部が立ち上がり、被災情報の収集や被災施設応援の指示が出されることになっています。特に、DCATという名称で、全国の福祉施設から被災地の福祉避難所等へ、介護職員をローテーションで派遣する仕組みをつくっています。

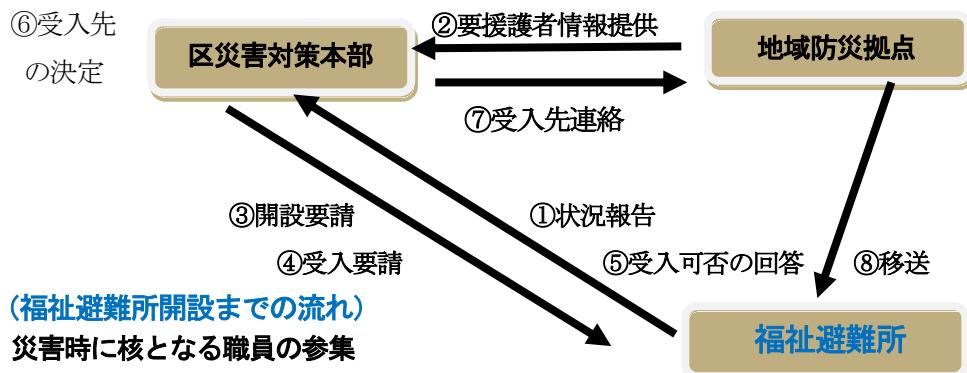
⑤福祉学科の学生へのボランティアの依頼

地域ケアプラザに実地研修に来る福祉関係学科の学生や所属する学校に、災害時の福祉避難所運営スタッフとしての応援を依頼しております。

⑥区災害ボランティアセンター（区社協）への依頼

災害時のボランティアは、基本的には区災害ボランティアセンターから派遣されますので、その事務局である区社協に、24時間交代でボランティアの派遣が可能か、繁忙時の、朝食、夕食時にもボランティアの派遣が可能か依頼しております。

＜福祉避難所開設及び要援護者受け入れの流れ＞



3 発災時（福祉避難所開設までの流れ）

①所長他、災害時に核となる職員の参集

②地域全体の被災状況及び施設の被害状況の確認

③職員の安否確認及び参集の呼びかけ

安否確認システムを活用し、所長他、災害時に核となる職員から、職員・家族等の安全状況をメール等で確認するとともに、被災状況に応じて職員への参集の呼びかけ（参集時に職員が地域の状況を把握・報告）をする。

④区災害対策本部、本部、県支部への状況報告

第1報の後、職員参集状況等、開設準備状況等を隨時、区本部等に報告し指示を仰ぐ。

⑤福祉避難所運営スタッフ確保に関する協力要請

速やかに本会本部（DCAT）、他の地域ケアプラザ、福祉系学生、様々な介護事業者団体、区、区社協、関係団体に人員派遣、物資の派遣について依頼する。

⑥福祉避難所開設準備

- ・地域ケアプラザの災害対策本部の立ち上げ
- ・受入場所やスタッフ控室の確保、福祉避難所レイアウト図の作成
- ・災害備蓄物資の確認、スタッフ参集状況と役割分担の確認
- ・地域への周知（福祉避難所設置及び通常業務としての貸室の休止等）
- ・職員参集状況等を踏まえ、区本部と受入可能人数、福祉避難所開設時期について調整
- ・要援護者受入に協力する送迎車、送迎スタッフの確保

⑦区からの福祉避難所開設要請を受け福祉避難所を開設

- ・その後、要援護者の受け入れ方法（送迎の必要性等）について区本部と調整

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害や感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

＜災害に備えるための基本的考え方＞

- 災害への対応は、BCP計画を基本としてマニュアルを作成。業務の復旧と継続を最優先に災害対策の準備に取り組んでいます。
- 発災時には地域ケアプラザは、地域団体と協力して行動するとともに、区からの依頼に基づき、福祉避難所の設置等を担います。
- 担当地域のハザードマップや土砂災害警戒区域を確認して、防災気象情報の避難警戒レベル等の情報やデータを参照に避難経路について確認を行っています。
- 要援護者の安全のため、かつ避難の遅れがないようエリア内要援護者への対応を行います。

1 自然災害・感染症発生時の災害発生に向けた日頃の備え

①津波到達エリア、がけ崩れ危険地域等の災害情報の把握

災害時の停電に備え、金沢区防災計画、区防災マップ、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を、常に施設の災害関係マニュアルとともに、紙ベースで常備しておきます。

②要援護対象者（特に、人工呼吸器等利用者）の把握

プラザが把握している介護保険契約者や一人暮らし高齢者見守り事業等の様々な情報から、災害時に支援すべき要援護者の情報（氏名、住所、緊急連絡先、服薬情報、支援すべき情報等）を把握しておき、災害種別（風水害、土砂崩れ、大地震、津波）ごとに、支援すべき要援護者と支援内容を整理しておきます。特に、大震災等による停電に備えて、人工呼吸器等、電源が絶対必要な器具を使用されている方の情報・支援内容等を整理しておきます。

③介護保険に関する災害時の特例扱い等の情報把握

大規模災害時には、介護保険制度について通常の手続きでは制度が機能しないことがあるため、特例的な扱いに関する通知が数多く国から発出されます。過去に通知された災害時特例扱いを把握しておき、大災害が起きた場合、迅速に相談に対応できるようにしています。

④一人暮らし高齢者訪問事業への協力

民生委員が取り組んでいる一人暮らし高齢者見守り推進事業にケアプラザとして協力し、一人暮らし高齢者の緊急連絡先や必要な支援内容等について把握をしておきます。同意がある場合、その情報を自治会町内会にも提供し、災害時要援護者の見守り活動に活かして頂きます。

⑤災害対応マニュアルに基づく職員への研修と訓練

BCP、災害対応マニュアル等に基づき、災害が発生した場合の職員の参集、災害時の要援護者支援への対応方法等について職員向け研修を定期開催しています。発災時の職員参集については、全職員が帰宅状況確認票を作成、事業所内で管理して、移動時間や経路について確認しています。

2 災害発生時の対応

①一人暮らし高齢者等、要援護者の安全確認

災害の状況（種類、規模）に応じ、避難すべき要援護者の避難状況を確認・避難支援し、区と協議して災害時の福祉避難所への受入について調整します。風水害等によるがけ地崩壊の警報が出た場合、デイサービス利用者のうち、独居、高齢者のみ世帯等家庭事情を鑑みて、直接同館内避難所となる「六浦地区センター」に搬送するなど、臨機応変な対応をいたします。

②特に配慮が必要な要援護者に対する命を守るための支援

特に、人工呼吸器等の電源必要器具使用患者等の命を守るための支援を最優先に行います。

③災害の状況に応じ、ケアプラザに求められる役割を、臨機応変に果たす。

様々な災害の状況に応じて、対応すべき事項が変わりますので、災害対策本部となる区の指示に従って、ケアプラザに求められる役割を臨機応変に果たしていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザは、横浜市民の税金で作られた公の施設であり、介護事業部門以外は運営費が税金で賄われている公共性の極めて高い事業を行う施設です。
- 地域ケアプラザは、横浜市から指定管理者として指定を受けた民間事業者が運営しますが、私たちは、公の施設であり公共性の高い事業を行う施設であることを、職員一同が十分に自覚し、貸室を貸し出す際にも、介護事業を行う際にも、常に公正中立性をふまえた対応を心がけます。

1 貸室の貸出時などにおける公正中立性

- ①貸室申し込みについては、貸館利用マニュアルに基づき、随時申込順に予約を受け付けます。
- ②講座等の申し込み受付は先着順を基本とし、地域住民への公正中立性に努めます。
- ③ボランティア団体主催の事業等についても、ケアプラザで行うものは公正中立な対応をお願いしていきます。

2 介護保険サービス事業者に対する公正中立性

(1) 地域包括支援センターとしての公正中立性

- ①地域包括支援センターは、介護予防支援事業者として、ケアプラザ担当圏域内の要支援者の介護予防ケアプランを独占的に作ることが法で定められています。
そのため、その運営について、以下の点について公正中立性が求められています。
 - ア) 要支援者のケアプラン作成の際、一部を居宅介護支援事業所に委託できますが、委託先を選定する際、特定の事業所に偏らないこと。
 - イ) 介護予防ケアプランに位置付ける訪問介護や通所介護などの介護サービスについて、特定の事業所に偏らないこと。

(2) 居宅介護支援事業者としての公正中立性

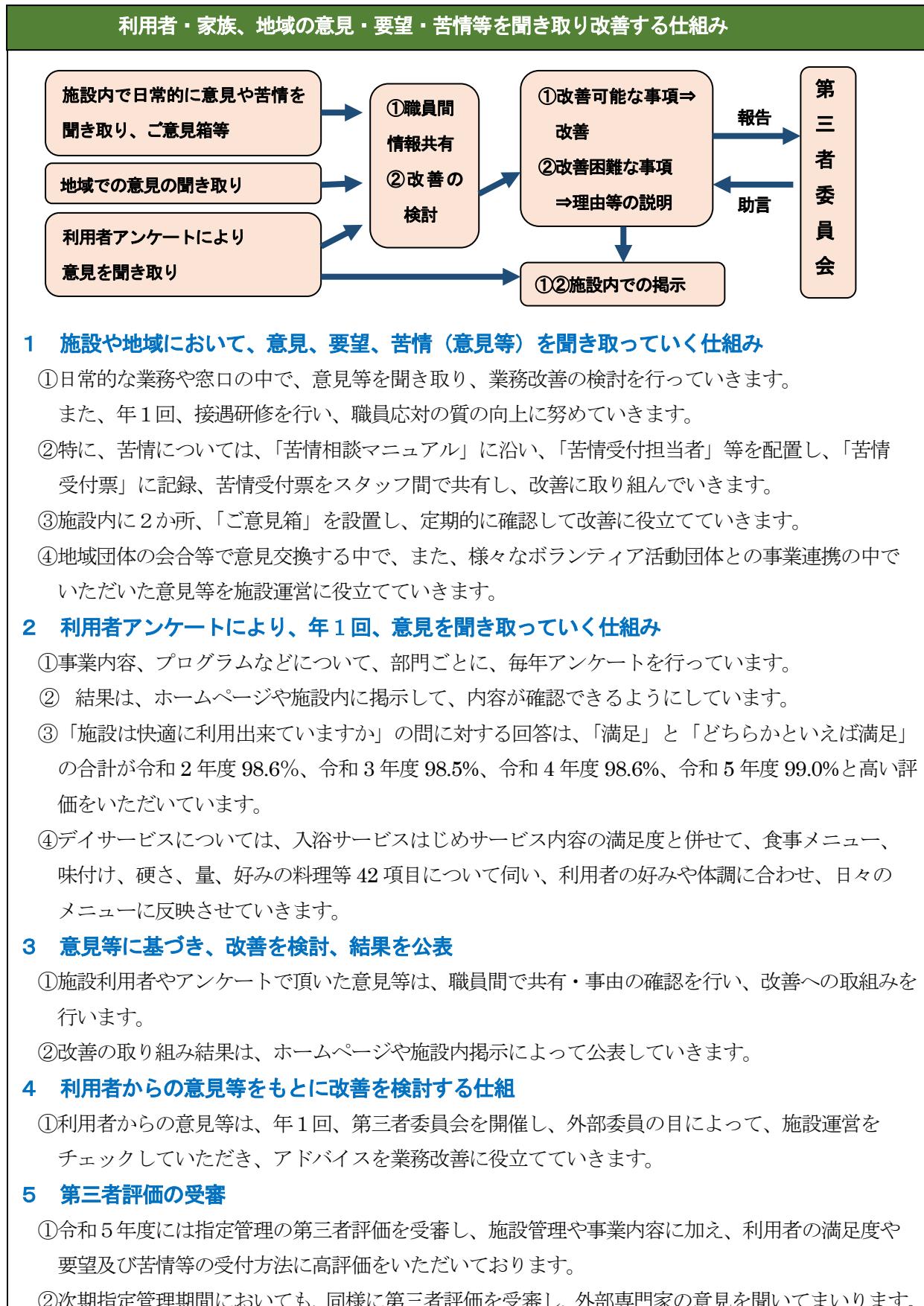
居宅介護支援で作成するケアプランにおいても、利用する介護サービスについて、特定の事業所に偏らないことが求められています。

(3) 公正中立性を確保するための具体的方法

- ①ケアプランを作成する利用者・家族に対し、利用者等が事業所を選択できるようハートページやサービス提供事業所のリスト（主任ケアマネジャー部会作成）などによって複数の事業所を選択肢として提示しています。
- ②介護予防ケアプランを委託する場合、利用者・家族の方に、居宅介護支援事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に事業所の選択をしていただきます。（事業所リスト）
- ③ケアプランや介護予防ケアプランに訪問介護や通所介護等の介護サービスを位置付ける場合は、事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方にリストを見せ介護事業所の選択をしていただきます。
- ④どの事業所を提示して、どのような理由で、どの事業所に決定したかについては、利用者ごとに記録を残します。
- ⑤介護サービス事業者に対する公正中立性が担保されているかどうかについては、定期的に横浜市に報告しチェックを受けます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報を保護する仕組み

**個人情報保護
に関する
マニュアル**

個人情報保護に関する具体的取組

- 研修、○ＰＣデータ保護対策、○個人情報に関する誓約書
- 記録媒体の施設外持出禁止、○個人情報の取組の施設内掲示

**事故防止
委員会**

○公的な団体である本会は、個人情報保護規定に則り、また法令遵守（コンプライアンス）の精神に則り、十分な注意を払って個人情報保護に取り組んでいきます。

○個人情報の漏えい防止のために、取り扱う職員の意識の向上に取り組み、また、業務上取り扱う書類の保管や、他事業所への受け渡し、FAXや電子送信などの際に職員間で二重確認を行う等のシステムによる徹底管理を行い、情報漏洩の防止に努めています。

1 個人情報の漏えい及び誤送付防止マニュアル

①個人情報保護に関する具体的取組や責任体制、情報漏えい事故発生時の対応等について、神奈川県支部の個人情報規定に基づき通り扱い規定を定めています。

②上記の規定に則り誤送付防止マニュアルを作成。内容は必要に応じ随時見直していきます。

2 個人情報保護のための具体的取組

①個人情報保護研修（年1回）を全職員に対して実施し、個人情報チェックシートによる業務への意識付けや、誓約書署名等を行っています。横浜市内の施設やケアプラザで個人情報漏えい案件が発生した場合、職員全員で情報を共有し自事業所の業務の振り返りと意識向上を図っています。

②パソコン上のデータは施設から持ち出しを禁止とし、USBメモリに記録できない仕組みとしています。夜間は、PCや個人情報は鍵付きキャビネットに保管しています。

③職員、委託業者、実習生から個人情報保護に係る誓約書の提出を求め、個人情報保護について強い意識付けを行います。（退職後も個人情報保護の取り扱いは同様）

④施設内に個人情報保護の取組を掲示し周知していきます。

3 事故防止委員会（個人情報保護、コンプライアンス対策を含む委員会）によるチェック

①各部署の管理者が委員となり、事故防止委員会を毎月開催しています。

②委員会では、事故発生の要因の検証や再発の防止、個人情報に係る取組みをチェックしています。

4 法人の情報公開の取組

①本会ホームページにおいて法人全体の運営状況を、地域ケアプラザのホームページや窓口等において地域ケアプラザの運営状況（事業計画書、事業報告書）を公開していきます。

②横浜市「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」やかながわ福祉情報コミュニティのホームページにも、当プラザの情報が多く掲載されていますので、相互にリンクを張り情報共有に努めています。

③施設内で毎年度の事業計画、事業報告等を自由に閲覧できるよう掲示していくとともに、市の情報公開条例に準じて、情報公開請求にも応じてきます。

5 人権尊重への取組

①児童虐待、高齢者、障がい者虐待について、様々な相談等の中から虐待の兆候についての感覚を研ぎ澄まし、区や関係機関、関係団体と連携して対応していきます。

②児童、高齢者、障がい者虐待等人権に関する相談窓口を施設内に掲示し、人権問題について地域へのPRに努めています。

③毎年、全職員を対象に、体験型の講座等も含めて、人権研修を実施していきます。

④区との連絡調整等の中で、要対応案件が生じた場合は、求められる役割を適切に果たします。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

横浜市の重要施策を踏まえた取り組み

- 横浜市地球温暖化対策実行計画にある脱炭素社会実現に向けて、温室効果ガスで特に割合の高いCO2排出の削減を目指していきます。
- ごみと資源の総排出を削減する取り組みを行い、3（Reduce：ごみを減らす、Reuse：再利用する、Recycle：リサイクルする）を目指していきます。
- ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画に基づき、プラスチック対策や食品ロス削減を実施し、横浜市地球温暖化対策実行計画へも貢献していきます。
- 市内中小企業振興条例の主旨を鑑みて、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど地域社会へ貢献する市内中小企業の更なる発展のため、地域ケアプラザとしてできる限りの経済的な協力を実施していきます。
- 第5次横浜市男女参画行動力に基づき、男女参画の実現のため、性別にかかわらず多様な選択を実現できるよう努力してまいります。

横浜市地球温暖化実行計画、ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画の推進



環境への配慮、地域ケアプラザ・ECO推進委員会



1 地域ケアプラザ・ECO推進委員会の設置

- ①ECO推進委員会を「ごみの分別」、「資源のECO」、「エネルギーのECO」、「ECO職員研修」の4分野を統括するために設置します。
- ②委員会は年2回開催し、4分野のECOの取組状況、取組方針について検討していきます。

2 ごみの分別について

＜分別ゴミ箱＞



- ①ヨコハマ3R夢プランにもとづき、施設内のごみは、市役所ごみゼロの取組に準じ分別を徹底して、3Rへの取り組みを推進します。
- ②プラザ祭りなどのイベントごみについても、分別を行っていきます。

3 資源のECO

- ①コピー用紙、トイレットペーパーについては再生紙を利用していきます。
- ②内部資料印刷時には、「両面印刷」及び「2 in 1」印刷を行っていきます。
- ③事務用品等を購入時は、グリーン購入（環境にやさしい商品の購入）を進めています。

4 エネルギーのECO

- ①利用していない部屋の消灯の徹底を徹底します。
- ②平成30年度資源循環局の省エネ診断を受診しましたので、館内の空調、水、ガス、電気のエコの取組にさらにきめ細かに取り組んでいます。（コンセントからプラグを抜く、便座の蓋閉め等）

5 ECOのPR・職員向け研修

- ①環境への配慮について施設内に掲示し、利用者の方の理解を得てีきます。
- ②職員向けのECO研修を随時実施し、ECO意識を高めるよう努めています。



市内中小企業振興条例に基づく中小企業への優先発注

- 1 市内中小企業の振興について、横浜市の条例に基づく取組に協力していきます。
- 2 物品購入、修繕、委託等の発注の際は、基本的に、市内中小企業者の受注機会の拡大を図っていきます。(横浜市中小企業リストを常備し、その業者の中から発注します。)

男女共同参画推進に関する取り組み

横浜市男女共同参画行動計画	横浜市男女共同参画計画は、横浜市男女共同参画推進条例に基づく行動計画であり、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護などに関する法律(DV 防止法)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に規定する計画にあたります。 ①「あらゆる分野での女性の活躍」とともに、「安全安心な暮らしの実現」という取組分野があり、ひとり親家庭の自立支援、DV防止、ハラスメント防止、困難を抱えたあらゆる女性への支援等が掲げられています。 ②「男性・シニアの家庭生活や地域活動への支援」分野では、男性の育児参加促進や高齢者の介護施設におけるボランティア活動支援が掲げられています。
地域ケアプラザの取組	①ひとり親家庭やDVなどあらゆる地域住民からの様々な相談を受け止め、区役所や関係機関、地域と連携して、適切に対応して行きます。 ②子育て支援では、父親の参加も呼びかけるとともに、よこはまシニアボランティアポイント事業の受入施設として、ボランティアの受入や育成を行っていきます。

5 事業 (1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

＜令和5年度年間利用者数等＞

総合相談	：相談者数 3,314人 (窓口611件、訪問402件、電話2,277件、その他24件)
施設利用者	：開館日数 348日、年間延利用者数 18,134人 (1日平均約52人)
自主事業	：開催回数 492回、参加者数 4741人
デイサービス	：開業日数 359日、年間延べ利用者数 10,572人

○施設の稼働率向上及び利用者への有益な情報提供のため、様々な事業において、以下のように情報提供・PRに努めています。

1 様々な方法による情報提供・PR

①広報紙、チラシ、ホームページなど地域ケアプラザ独自の広報媒体を地域店舗、居場所等に配架、また、区の広報やミニコミ誌との連携により、ケアプラザの事業PRを行い、ケアプラザを利用し親しんで頂けるよう努めています。

2 総合相談に関する情報提供・PR

①地域の町内会、民生委員等各種団体に対して、関係機関と連携し、地域ケアプラザが福祉の相談窓口であることをPRしています。

②民生委員等とは、75歳以上の人暮らし高齢者訪問事業を共同で行う中で、援護が必要な高齢者がいた場合には、地域ケアプラザへつないでいただくよう依頼していきます。

③区や関係機関と連携し、地域における総合相談窓口であることをPRしていきます。

3 貸室に関する情報提供・PR、施設貸し出し方法

①広報紙の「かるがも通信」やホームページ等で地域ケアプラザの貸室の広報を行っています。

②貸館予約状況を館内掲示板やホームページなどに掲載し、利用促進を図っています。

③施設利用マニュアルに基づいて、常に開放的な活動が行われるように地域活動を支援し、積極的に施設の貸出を行っています。

④子育て中の親子の居場所として、子育てサロンを開催して利用促進しています。

⑤小中学生の学習支援事業の「むうたん塾」を毎週木曜日夕方から夜間にかけて開催することで、夜間利用も増やしていきます。

4 自主事業に関する情報提供・PR

①様々な自主事業を実施する場合は、その事業についてのチラシを作成しPRに努めます。

②事業のチラシは、施設内掲示、町内会への回覧・掲示板への掲載依頼などを行うとともに、ホームページに掲載しPRに努めます。子育て向け事業については区役所及び子育て拠点等にチラシを掲示・HP、イベントカレンダーでの周知のお願いをして参加者増加に努めます。

③自主事業の開催回数をさらに増やすことにより利用者数増に努めています。

5 デイサービス等に関する情報提供・PR

①デイサービス事業独自の広報紙「やまぶき」を作成し、デイサービスにおける日常の過ごし方、季節ごとの行事や食事など、特徴あるデイサービスの提供を地域にお伝えすることなどにより、デイサービスのPRに努めています。

②総合相談窓口や居宅介護支援の相談において、地域ケアプラザのデイサービスについての適切な情報を提供し、利用者・家族の方から選んでいただけるよう努めています。

③利用者・家族などによるデイサービスの見学を積極的に受け入れPRに努めています。

6 居宅介護支援等（ケアプラン、介護予防ケアプラン等）に関する情報提供・PR

①区と連携し、担当圏域内では介護予防ケアプランの作成については、地域ケアプラザが窓口であることをPRしていきます。

②本会の病院等と連携し、地域ケアプラザがケアプランを作成することで、安心して在宅介護サービスの準備が整えられることについてPRしていきます。

③個別のパンフレット作製や受け入れ状況をHPにアップすることで、情報を周知していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等、幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

＜情報提供に関する基本的考え方＞

高齢、子育て、障がい、地域福祉、地域支援等に関する様々な情報を日頃から把握しておき、以下のような様々な機会を通じて、情報提供を行っていきます。

1 相談窓口における情報提供 2 定期的な広報紙発行による情報提供、3 ホームページによる情報提供 4 個別事業実施のチラシによる情報提供 5 関係団体等の会合やイベント時における情報提供

1 高齢者の分野に関する情報提供の例

- ①介護保険等福祉制度に関する情報を把握しておき、民生委員や町内会等地域の会合で、リーフレットや寸劇などを使いわかりやすく情報提供します。
- ②認知症の情報に関しては、地域の会合や認知症サポーター養成講座等で情報提供しています。
- ③介護予防の情報に関しては、5職種が連携し、地域で啓発活動の展開や、自主事業等で取り込み、「かるがも通信」に掲載して地域に還元していきます。
- ④特殊詐欺予防や権利擁護、成年後見の啓発については、ちらしや講座を開催し情報提供します。
- ⑤デイサービス等ケアプラザが実施する介護サービス事業に関する情報は、地域ケアプラザ便りやデイサービス便り「やまぶき」を使って情報提供します。この他、ホームページ等でPRしていきます。

2 子どもの分野に関する情報提供の例

- ①親子の居場所づくり、仲間づくりに関する情報を、子育て支援拠点や主任児童委員と連携を継続することで把握し、子育て関係のネットワーク、あるいは保育園などを通じて、チラシ等による情報提供を行う他、ホームページなどでPRしていきます。
- ②子育て拠点等にチラシを配布し「とことこ」のHPイベントカレンダーに掲載し、インターネットで子育て事業等の情報検索ができるようにしていきます。
- ③児童虐待に関しては、必要に応じ、区や主任児童委員と協力して対応するほか、児童虐待防止月間等のオレンジリボン運動の取組等の中で児童虐待防止の呼びかけをしていきます。
- ④子育てサロンなどで、育てにくさを感じている親から相談を受けた場合には、子育てサポートセンターなどにつなぎ、専門機関の支援が受けられるよう調整します。

3 障がい者の分野に関する情報提供の例

- ①障がい制度、障がい施設に関する情報は、必要に応じ、窓口等で情報提供するとともに、障がい児余暇活動支援事業については、個別に障がい団体へ情報提供していきます。

4 地域福祉、地域支援等に関する情報提供の例

- ①地域における仲間づくり、ネットワークに関する情報、②健康づくり行事等に関する情報、③防犯（振り込め詐欺等）に関する情報、④防災（特に、福祉避難所）に関する情報、⑤各種自主事業に関しては、チラシを作成し、館内での掲示・配布、地域団体・関係機関への配布、回覧等、ホームページなどによる情報提供に努めています。

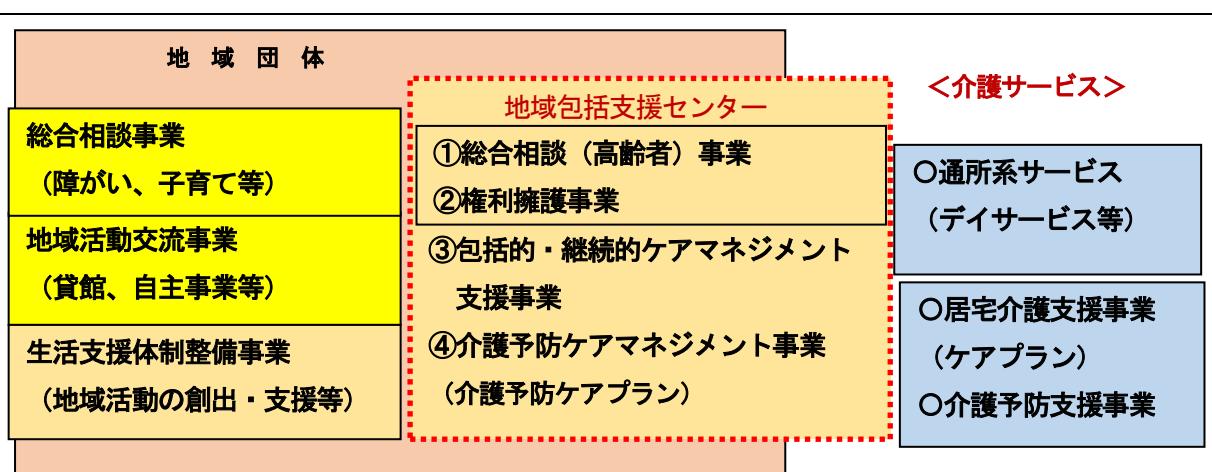
5 ホームページによる広報

- ①自施設の紹介以外に、他施設、福祉関係団体のホームページとリンクし、コミュニティハウス、地区センター等の催し物等や振り込め詐欺等の注意喚起もアクセス可能にします。
- ②広報誌、ホームページ等の作成にあたっては可能な限りウェブアクセシビリティの理念に配慮し、あらゆる障がいのある方、高齢者などに優しい表現に努めます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザの仕組み



- 総合相談事業、地域活動交流事業 ⇒ 横浜市単独事業（市の指定管理費で運営）
- 生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業 ⇒ 国事業（市の指定管理費で運営）
- デイサービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ⇒ 国事業（介護報酬等で運営）

＜各事業の連携に関する基本的考え方＞

- 地域ケアプラザ内の地域包括支援センター・地域活動交流事業・居宅介護支援・デイサービスの各事業は、日常的に緊密な連携、情報共有を行っていきます。
- 連携・情報共有によって、プラザ全体として個別利用者へのより良いサービスを提供するための「個別支援」、様々な地域活動への協力・支援を行う「地域支援」を検討、進めていきます。

1 各事業が情報共有するための方策（主な連携方法）

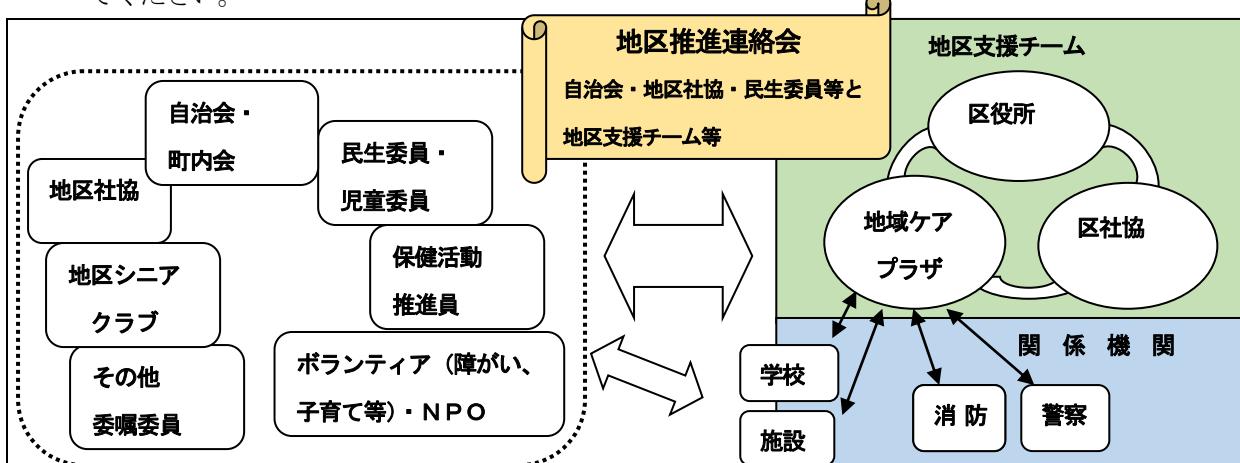
- ①各事業が相談事業等、様々な場面で把握した個別課題について、必要な場合は、直ちに他の部門へつなぎ、課題解決についてともに検討していきます。
- ②各事業が把握した地域の情報等は、週1回の部署内会議で情報共有していきます。
- ③地域の課題等を把握、分析する所内会議を月1回開催し、地域情報を共有していきます。
- ④誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりとして、多世代交流カフェ（月1回）を地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、包括支援センターの保健師等と連携して行います。
- ⑤六浦ボランティアネットワーク定例会（月1回）に、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターが参加し、連携を図ります。

2 関連施設（地区センター）との連携

- ①前項と同じく横浜市の公の施設であり、併設する六浦地区センターとの連携は重要です。
- ②催し物の一体開催、防犯・防災体制に関する共同の取り組み、建物の設備管理委託の一体化、合築施設との定期的な連絡調整会議などによって、引き続き連携をしていきます。
- ③併設する地区センターとの連携については、詳細を5頁に記載しました。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。



＜基本的考え方＞

- 地域における各団体との連携を、以下のような方法で深めていきます。
- そのうえで、各団体の情報を他の団体と共有したり、各団体が参加する行事や会議の場に参加することなどにより、地域におけるネットワークの強化を図っていきます。

1 自治会・町内会及び地区社会福祉協議会（地区社協）との連携

地域の団体の中でも要である町内会とは、地域の行事への参加、ケアプラザ行事への協力依頼等様々な場面を通じて連携・協力をしています。また、地区社協主催のお祭りへの出店や開催準備の手伝いなどを通じて、日頃から連携・協力をしています。

2 民生委員・児童委員との連携

介護予防事業、独居高齢者の見守り事業、六浦ボランティアネットワーク事業、消費者被害防止の啓発活動、必要に応じた児童虐待ケースへの対応など、様々な事業を通じて、情報共有するとともに、様々な事業実施に際しても連携・協力をしています。

3 保健活動推進員との連携

地域ケアプラザで自主事業やケアプラザ祭り（六浦フェスタ）などの場面で、健康チェックを行っていただくなど、健康づくりに関する連携・協力を行っていきます。

4 その他、ボランティア団体等との連携

地域ケアプラザを利用するボランティア団体等とは、地域行事やケアプラザ祭り（六浦フェスタ）への参加、研修の共催、ケアプラザでの交流の実施など様々な形で連携・協力をっています。

5 学校その他関係機関との連携

- ①地域行事、学校行事等への参加を通して関係機関との連携を図る他、横浜市立大学、関東学院大学、神奈川歯科大学、衛生看護専門学校、病院協会等から看護実習生の受け入れをするとともに、交流を図っていきます。
- ②地域の小中学校とは、福祉体験学習や施設見学・職業体験受け入れ、認知症サポーター養成講座などの提供を通じて、交流を図っていきます。
- ③近隣の南六浦保育園とは、ケアプラザのエントランス前部分を送迎時の保護者の自転車置き場としての提供協力や、デイサービスに保育園児を招いての交流なども推進していきます。
- ④消防とは防災訓練、救命救急研修等を通じ、警察とは特殊詐欺の防止のための啓発や認知症、独居高齢者の見守り・発見などを通じて地域の防災の取り組みに連携しています。

才 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

令和6年度
金沢区 運営方針

基本目標 地域の皆様と共に考える、挑戦する、つくる！
～訪れたい、住みたい、住み続けたいまち 金沢を目指して～

＜目標達成に向けた5つの施策のうち、特に地域ケアプラザに関連があると思われる事業（要約）＞

1 子ども・子育て～子どもが健やかに育ち、地元への愛着心を育むまち～

◇子育て応援事業（プレパパ・プレママ教室、養育者が抱える悩みへの支援、子への関わり方、等）

2 まちの魅力づくり～多様な主体等と連携した魅力あるまち～

◇金沢区魅力発信ポータルサイト「カナスター」（区民と協働した情報発信、キャンペーンの実施、等）

3 暮らしの安全・安心～区民の皆様との協働による安全・安心なまち～

◇金沢防災えんづくり事業（防災マップ作成・配布、小中学校の防災教育の推進、等）

4 福祉保健の推進～健やかに住み続けられる支えあいのまち～

◇金沢区地域福祉保健推進事（金沢ささえあいプランの推進、第5期への計画骨子案、作成、等）

区 行 政 と の 連 携

区役所と様々な場面で連携しつつ、区が重要施策として掲げる子育て、健康づくり・介護予防、防災などの事業に積極的に取り組んでいくとともに、金沢区地域福祉保健計画の推進のために、地区支援チームと連携し、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

1 すくすく子育て！かなざわっこ関連について

- ①子育て不安を少しでも軽減するため、また親子の関係づくり、親同士の友達づくりのために、幼少期や思春期の子育て講演会、親子食育講座等を定期的に行います。
- ②親子の関係づくり、親同士の友達づくり、親子の健康づくりのため、子育てサロンを毎月行う他、むうたんリトミック、子連れYOGA、ベビーマッサージ等を定期的に行います。
- ③子どもを預かって欲しい方と預かる方をつなぐ子育てサポートシステム（横浜市事業）に協力するため入会説明会を定期的に行います。
- ④民生委員や区、関係機関等と連携し、児童虐待防止のための見守り等の取組を行います。
- ⑤子育てに関する情報を発信するとともに、相談を受け止め、必要に応じて区や子育て支援拠点につなげていきます。

2 誰もが健康で生きがいを感じられる地域の実現（認知症支援は、38頁に詳細記載）

- ①高齢者の健康維持、介護予防のために、筋力アップ体操教室などを行うとともに、ボランティア部などの参加しやすい自主事業開催、医師等による医療講演会を定期的に行います。
- ②認知症予防のために、寸劇などを取り入れた説明会等を地域で行うとともに、認知症に関する普及啓発のため、認知症サポーター養成講座等を定期的に行います。
- ③要援護高齢者を支えるため、サロン等、高齢者の居場所づくりを進めるとともに、医療介護連携のために、医療関係者と包括・ケアマネジャー等との情報交換会や研修会を定期的に行います。
- ④区内医療機関、薬局等と連携した包括支援センターチラシの配布により、速やかに支援を受けられるよう体制づくりに取り組んでいきます。

3 防災力、災害対応力アップ（防災は、13～17頁に詳細記載）

- ①災害時要援護者の災害時における安否確認と避難支援 等
- ②福祉避難所の適切な運営とそのための法人内協力体制の構築 等

※区・地区支援チームとの連携は4頁に記載。地域福祉保健計画の推進は25頁に記載

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか具体的に記載してください。

金沢区地域福祉保健計画（金沢ささえあいプラン）

理念 「誰もが安心して健やかに住み続けられる 支えあいのまちづくり」

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、住民同士の支え合いを柱として、地域の福祉保健に関する課題解決に向け、区民、事業者、行政が取り組んでいく。

地区別計画における推進目標

六浦地区	六浦西地区
<ul style="list-style-type: none">○地域でいきいき楽しい老後<ul style="list-style-type: none">・高齢者の見守り、居場所づくり○楽しい仲間づくり○安全・安心なまちにするためにみんなで力を合わせる○子育てしやすい環境づくり○子どもから高齢者までみんなで集まろう○社協の取り組みをわかりやすく伝える○担い手不足の解消	<ul style="list-style-type: none">○世代を超えて、まちを超えて交流できるまち<ul style="list-style-type: none">・ふれあいの場の提供・情報発信の充実○日常のつながりから災害に備え、安心安全なまち○子どもと子育てにやさしいまち○人生100年時代 健康的に生きがいをもって過ごせるまち

1 地域福祉保健計画を推進することこそが、ケアプラザの使命と考えています

①地域福祉保健推進計画を推進するために、地域や区、関係機関とともに様々な取組を行うことが地域ケアプラザの最も重要な使命と考えています。

2 地区支援チームとの連携

- ①区役所、区社協、地域ケアプラザの3者の地区支援チームにより地域と話し合いながら、地域課題の解決に向けて取り組みます。
- ②地区支援チームとして、様々な課題について地域との話し合いの場である「地区推進連絡会議」を年2回開催します。
- ③地区支援チームは継続的な協議の場を持ち、プラザは日頃の事業活動の中で把握した地域の情報を提供し、逆に区や区社協、地域からも情報を得ていきます。

地区推進連絡会
自治会・地区社協・民生委員
等と地区支援チーム等

3 地域との連携により、地域福祉保健計画に掲げられている様々な事業に取り組みます

- ①高齢者支援、子育て支援、障がい者支援に関する様々な自主事業を行います。(26頁)
- ②高齢者、子育て、障がい者に関する様々な情報を地域に発信し、地域からの意見等を受け止め、関係機関、区等と連携して対応して行きます。
- ③地域のこども食堂「道くさC.C.」(月2回地区センター、ケアプラザで開催)は、食育や居場所となっており、不登校の子供や課題のある家庭等を繋げ、支援を続けていきます。

4 日頃の業務における連携

- ①様々な個別ケース対応や啓発事業等で、また、認知症高齢者徘徊ネットワークや児童虐待防止ネットワークなどの場面で、必要に応じ、区役所と連携し、チームの一員として、それぞれの役割分担のもと行動していきます。
- ②ケアプラザは、毎年、事業報告、事業計画を区に提出。年度末には区と合同で事業内容の実施状況と企画目標・目的をすり合わせて評価を行い、改善内容などを検討して次年度に向けた事業の取り組みや方向性を話し合っています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

＜自主活動化に向けての基本的考え方＞

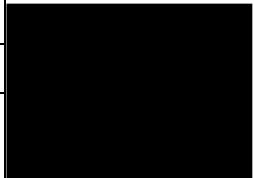
- 高齢、子育て、障がいの各事業については、自主企画事業終了後、O B会等を組織し、自主企画事業から地域の方による自主活動に発展するよう働きかけていきます。
- 各事業が、自主活動事業化するまでの一定期間は、プラザとして支援していきます。

1 高齢者向け事業、介護予防事業、健康づくり事業について

高齢者が多く、山坂が多いという地域特性から、いつまでも健康で生活が続けられるよう、介護予防事業、健康づくり事業に、地域住民のニーズを分析・反映しながら調整し積極的に取り組んでいます。

主な取組	わくわく健康体操	高齢者が参加しやすい椅子に座って体操するクラス
	ヨガピラティス	中高年の心身の健康づくり、とじこもり防止
	各種医療講演	糖尿病のお話し、認知症のお話し等
	各種サロン開催	介護予防を目的で書道、手芸、レコード鑑賞会、フラワーアレンジメント他
	むうたんカフェ	高齢者から子連れの親子までお茶とお菓子、演奏会で集う

＜むうたんカフェ＞



2 子育て支援関連事業について

地域における子どもの数は若干少ないですが、元気な子ども達の声が聞こえる街、子ども達や子育て中の家庭が暮らしやすい街、明るい街づくりを目指しています。

主な取組	子育てサロン	月1回、親子の居場所、定期的なイベントや読み聞かせ等
	ベビーマッサージ	定期的開催、赤ちゃんとのコミュニケーションの取り方
	子連れYOGA	定期的開催、母親の心身をリラックスさせる健康づくり
	むつりんぴっく	年1回、六浦、六浦東、六浦西地区社協との合同イベント
	むうたん塾	週1回小中学生の居場所、不登校や学習遅れ防止の学習支援
	にじいろタイム	月1回、関東六浦こども園の先生による工作や読み聞かせ等
	むうたんリトミック	月2回、未就園児親子向け リズムで親子遊び

＜子育てサロン＞



3 障がい関連事業について

地域内には障がい施設も多いことから、障がい児・者を支えるボランティアの育成や地域と障がい者が交流し合える心のバリアフリーを目指して取り組んでいきます。

取組	福祉体験学習	障がい者との交流、不自由を体験し福祉を学ぶ
----	--------	-----------------------

4 自主活動化について

介護予防を目的とした事業に関しては、自身で団体を運営できるように一定期間サポートを行い、自主化を行っています。障がい関連事業等については、当事者の自主運営が困難と思われる場合は、ケアプラザの事業として継続し実施していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

令和5年度の貸室部分の利用者は、年間で12,107人、1日平均35人。コロナ禍で利用が減少したが、利用方法制限の緩和と共に増加してきました。夜間の利用率は少しずつ戻る傾向にあり、合わせて自主事業の取り組みの、学習支援「むうたん塾」を平成31年度より開催しています。

平日施設利用稼働率及び施設利用人数

	R3年度	R4年度	R5年度	R5年度時間帯別			
				午前	午後1	午前2	夜間
多目的ホール	56%	62%	69%	83%	78%	65%	39%
ボランティアルーム	43%	46%	50%	71%	65%	43%	1%
地域ケアルーム	30%	40%	39%	60%	54%	23%	5%
調理室	5%	10%	12%	11%	23%	11%	0%
施設利用人数	9,404	11,075	12,107				

地域ケアプラザの様々な事業等について、地域に広報を行っています。多くの地域住民の参加により、ケアプラザを身近な場所と認識してもらい、できる限り利用していただくよう努めています。

1 広報紙等による広報

地域ケアプラザ広報紙「かるがも通信」(年12回程度)や自主事業等のチラシによる広報によって、貸室の利用者が増えるよう呼びかけていきます。(施設内配布、他に区等の公共施設へ配布、町内会の回覧や掲示板への掲示依頼等)

2 ホームページによる広報、貸室の空き情報開示

各種自主事業、地域ケアプラザ広報紙、デイサービス広報紙、消費者被害関連チラシ等の掲載の他、貸室の利用促進のため、貸室の空き情報も掲載していきます。

3 区の広報誌への掲載による広報

自主事業等、区との共同事業等を広報よこはま金沢区版への掲載を依頼していきます。

4 ミニコミ紙への掲載による広報

プラザ祭りや特徴的な事業についてミニコミ紙への掲載依頼をしていきます。

広報以外の利用率向上や効率的な施設貸出の方法等

- 定期的に多世代交流カフェ「むうたんカフェ」を開催することにより、子育て中親子や、閉じこもりがちな高齢者等の多世代が集う場所として、利用を促進していきます。
- ケアプラザで実施する様々な講座のご紹介をして、利用を促進していきます。
- 自主事業の開催回数を増やすことにより利用者数の増に努めています。
- 学習支援事業「むうたん塾」を実施することで、小中学生の居場所とし、高齢者の利用ばかりではなく、子どもや学生の利用を促進するとともに、夜間の空き室の有効活用を図ります。
(施設を若い世代に知ってもらう効果も期待)
- 地域団体、ケアプラザ利用団体へのより積極的なPRにより利用促進に努めています。
- 貸室は、利用が終了した際に、部屋の清掃まで含めて「お部屋ご利用確認シート」で利用者と職員が確認をして、次の利用者に気持ちよく使って頂けるようにしています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア登録者数（令和元年9月）

デイサービス	10人	自主事業	83人
--------	-----	------	-----

2 六浦ボランティアネットワーク（令和6年6月、活動回数は令和5年度）

ボラ登録者数	利用登録者数	ボラ活動回数	＜主な活動＞
85	345	274	囲碁の相手、通院付添、日常家事、草取り等

＜基本的考え方＞

- 地域ボランティア活動の担い手育成は、地域ケアプラザに求められる重要な役割です。
- ケアプラザとしてのボランティア希望者の発掘・育成に加え、六浦には特筆すべき活動「六浦ボランティアネットワーク」がありますので、その事務局として活動を支援していくほか、自主事業、福祉教育その他様々な方法でボランティア育成に努めています。

1 地域ケアプラザとしてのボランティアの登録、育成

- ①ボランティア活動希望者の登録を行い、活動としてデイサービスの「喫茶やまぶき」運営、手話、傾聴や貸館登録団体の活動発表の場をつくるなど、ボランティアの育成に努めています。
- ②福祉保健協力団体へボランティア活動の推進を行い、年2回以上の活動をしていただく様、活動場所や内容を話し合い、支援します。担い手の発掘・育成を行っています。
- ③近隣大学、区社協、金沢区地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーターが連携し、大学生ボランティア育成に取り組んでいます。

2 六浦ボランティアネットワークの取組

- ①昨今、地域住民によるボランティアセンターの必要性が重要視されていますが、六浦にはそれ以前の平成16年6月から「六浦ボランティアネットワーク」の取組が根づいています。
- ②地域ケアプラザは、支え合い連絡会から活動開始の準備を含む立ち上げの支援を行い、以降事務局を担っています。年10回の定例会、ボランティア交流会、各種研修会などを支援、共催し、今後もボランティアの支援や育成に努めています。

3 自主事業によるボランティア育成と活動の自主化の促進

- ①ボランティア育成を定期的に行えるよう、令和4年にボランティア部を作り、地域住民が手芸を通して施設等に作品を寄付するボランティアを始め、六浦ボランティアネットワークやデイサービスのボランティアへと活動の場を拡げられるよう引き続き支援します。
- ②むうたんカフェ、むうたん塾、男の料理教室、そば打ち教室など男性や学生を巻き込んで開催することで、参加者の世代層を拡げ活動の輪が広がり、自主化していくよう支援していきます。
- ③これらのボランティアが、地域の行事への参加を通じて、地域における活動につながるよう町内会等の地域団体への橋渡しをしていきます。
- ④ボランティアの交流会を開催し、ボランティアのネットワーク化に取り組んでいきます。
- ⑤障がい者支援講座や傾聴講座、障がい者ガイドボランティア講座などを周知し、障がいのある方を支援するボランティアの育成に努めています。

4 シニアボランティアポイントの登録研修

- ①横浜市の「よこはまシニアボランティアポイント」事業に参加し、施設や地域でのボランティア活動がより活発となるよう、ボランティアの登録研修会を行っていきます。

5 福祉教育により、将来ボランティアになる可能性のある若者の育成

- ①小中学生が、障がいのある方との交流や点字・車椅子などの福祉を体験する機会を通じて、ボランティア活動や福祉についての理解を深めていただくよう取り組んでいきます。
- ②小中学校へ認知症サポーター養成講座を広め、高齢者理解を通じ、思いやりの心、町の支援者の一員としての自覚を醸成していきます。

6 区社会福祉協議会（区社協）との連携

①地域ケアプラザは、エリア内でのボランティア活動を支援していますが、区社協が区域全体のボランティアセンターの役割を担っていますので、定期及び隨時に情報交換し、ボランティア活動の支援・ボランティアの育成のために連携して取り組んでいきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

＜地域ケアプラザ登録状況＞ 令和5年度末の状況

- 1 福祉保健活動団体数 26団体、利用者数2,321人（地域住民の自助・支援活動団体）
- 2 福祉保健協力団体数 27団体、利用者数3,613人（趣味等各種団体等のボランティア協力団体）
- 3 登録ボランティア数 83人

＜地区内の人材＞

町内会数：26、地区社協：2地区、民生委員・児童委員会長：4人、地区民児協委員：46人、

保健活動推進員：31人、シニアクラブ：9クラブ、食生活改善推進員：25人

その他 地域ケアプラザが把握している町の人材

地域における活動団体や人材等の情報収集・把握

1 地域ケアプラザへの登録時に把握

- ①貸室申し込み時に、福祉保健活動団体（高齢者、障がい者、子育支援等の当事者団体）、福祉保健活動協力団体（地域各種団体や福祉保健ボランティア団体）の登録を行っていただきます。
- ②その際の登録情報によって、団体名、活動内容、会員数等を把握します。
- ③プラザのボランティア登録時に情報（氏名、住所、希望活動内容等）を把握します。

2 地域の各種団体等における人材の把握

- ①地域の町内会、民生・児童委員等各種団体との連携の中で、人材を把握していきます。
- ②六浦ボランティアネットワークの事務局業務においてボランティア情報を把握していきます。
- ③町内会地区連合との連携、区の情報により「まちの先生」の把握

3 関係機関との連携による活動団体や人材の把握

- ①区社会福祉協議会は、福祉保健活動団体への補助金申請の中で団体登録が行われており、区社会福祉協議会との連携の中でそのような情報を把握していきます。
- ②金沢区民活動支援センターが把握する情報（団体やまちの先生の情報）を把握していきます。

4 介護に関して地域を支える人材の把握

- ①介護の事業者連絡会等への参加により、地域を支える介護人材を把握していきます。
- ②認知症サポーターや障がい者ガイドボランティア講座等により人材を育成していきます。

地域における活動団体や人材等情報の活用・情報提供等

1 地域や関係団体、関係機関への情報の活用

- ①地域団体等が事業実施の際、把握した情報を提供し、事業の実施を支援していきます。
- ②区や関係機関との連携の中で把握した情報を提供し、円滑な事業の実施に役立てます。

2 地域ケアプラザ事業における情報の活用

- ①地域ケアプラザで事業を実施する際、把握した団体や人材の情報を活用していきます。

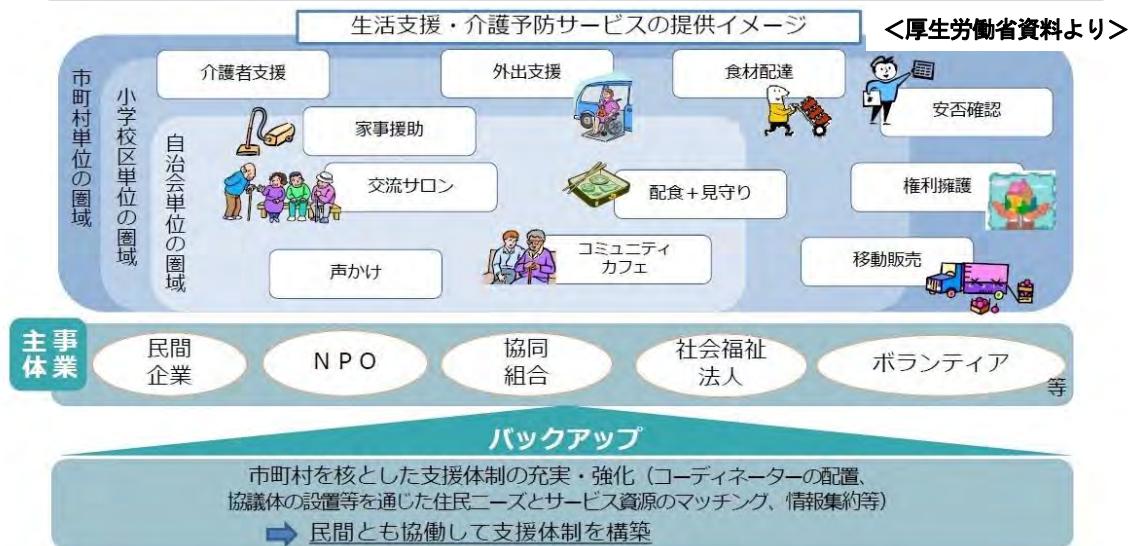
(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。。

＜生活支援体制整備事業とは＞

- 2015年、改正介護保険法がスタートし、介護保険の給付事業であった要支援者の訪問介護や通所介護が、市町村の事業（総合事業）となりました。
- そのことにより、従来の介護事業者によるサービス提供だけでなく、地域住民主体の訪問・通所サービスや見守りや配食等の生活支援サービスが、介護保険法に「介護予防・日常生活支援総合事業」として位置づけられました。
- 同時に、地域住民等やNPO、民間企業等による訪問・通所サービス、見守り・配食等の生活支援サービスが、地域の高齢者等に提供されるよう支援する「生活支援体制整備事業」も包括的支援事業に位置付けられました。
- 横浜市では、従来から包括的支援事業である地域包括センター機能は、ケアプラザが担っているため、生活支援体制整備事業は、ケアプラザが中心となって行うことになりました。
- これからは、公的な介護サービスだけでなく、地域住民など様々な主体が行う活動によって、地域の高齢者や要介護者を支えることが求められています。



ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

＜基本的考え方＞

- 地域住民などとの交流により正確な地域アセスメントを行い、定期的に更新を行います。
- 区や区社協からの「地区概況シート」等最新の情報と照らし合わせた、実態と確認を行いケアプラザ内の多職種間で共有して、実務に反映しています。
- 地域包括支援センター、居宅介護支援のカンファレンスに参加し、高齢者ニーズの把握、地域情報の共有を行います。事務局を担う「六浦ボランティアネットワーク」のボランティア依頼内容からもニーズの把握、分析をします。

- ①生活支援体制整備事業の推進は、第一義的には、生活支援コーディネーターがその役割を担うこととされています。
- ②横浜市地域ケアプラザにおいては、地域活動交流事業として、地域のニーズや課題の把握、社会資源の把握、ボランティアの育成、地域住民による活動（ミニディサービス、居場所づくり、配食・会食サービスなど）の支援が、包括支援センター、地域活動交流コーディネーター等によって行われてきた経緯があります。
- ③その点を充分に活かし、生活支援コーディネーターは、包括支援センター、地域活動交流コーディネーターと連携し、生活支援体制整備事業を進めていきます。
- ④日常業務で住民との会話や意見から高齢者のニーズを把握し、必要な内容を協議体や地域の居場所等の担い手と話合い、意識が拡がるように継続して取り組み、次の展開に活かしていきます。具体的には、地域ケアプラザの窓口での相談、地域活動の訪問、地域活動交流事業の自主事業、民生・児童委員、保健活動推進委員等地域団体との交流、通所介護相談員やスタッフとの情報交換等から、各部署のカンファレンスに参加する等、多職種間の連携により日常的に抽出し、取り組んでいきます。
- ⑤行政等から共有される地区概況シート等、最新情報を基に、地域支援に活かすために客観的データとして解析を行い職種間で共有します。
- ⑥住民主体のボランティア団体「六浦ボランティアネットワーク」への依頼内容は、地域住民からの依頼や相談だけでなく、ケアマネジャーからインフォーマルサービスとしての問合わせなど様々なニーズがあります。生活様式の多様化からボランティアコーディネーターが対応に戸惑うケースも増加傾向にありますが、金沢区ボランティアセンター、包括支援センターなどの関連機関との連携、協力をを行い、変化に合わせた必要な支援を継続して行っていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

＜基本的考え方＞

- 市で管理している地域活動・サービスデータシステム「Ayamu」へ地域資源の定期的な更新、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」への反映を行い、地域住民、関係機関と共有化出来るように引き続き取り組みます。
- 協議体「ささえ愛のつどい」で協議し、様々な形で企画実施する中で、地域住民に広く開かれた形で共有します。
- 六浦ボランティアネットワークの事務局機能の中で資源の把握・ニーズの分析をします。

- ①市がまとめるデータシステム「Ayamu」の開始（平成29年）から、より精密に地域資源のアセスメントを行っています。自治町内会をはじめ、地域の居場所など大小関係なく情報収集を行い、地域住民と交流を行う中で、定期的に更新しています。合わせて、サービスB事業（④で説明）での日常会話などから、更新、新規資源の把握のきっかけなど、様々な形で情報交換、共有をスムーズに行っていきます。
- ②「ささえ愛のつどい」では、「夢マップ」を作成し、課題等を抽出し機会あるごとに更新し、「在宅医療」を軸とした協議を広い視野で継続しています。その中でテーマを決め、NPO法人、

関東学院大学栄養学部教授、本法人参加の金沢区にある病院の理学療法士、地域密着型 通所介護施設代表、さわやか福祉財団の理事等と話し合いを持ちながら地域住民を巻き込んだ講座を企画実施するなど活発に活動し、様々な機関とネットワークを拡げてきました。地域サロンで役立つ講座だけでなく、地域貢献マップの作成、災害時に役立つ「AED、公衆電話、災害時協力井戸の設置場所地図」を作成等々企画実施していることは多岐に渡り、今後も同様に、協議体に限らず必要な機関と連携し、今後も緩やかに広くつながるネットワークの構築を継続します。

- ③ボランティアネットワークについてはア.⑥に記載した通り、各関係機関、またそこに留まらず新たに連携できる機関を発掘しながら取組んでまいります。
- ④サービス B とは、市の補助金で要支援者等を含む高齢者に配慮した体操教室等(介護予防に資するプログラム週 1 回以上実施)や週 5 日以上の交流サロン(通所型支援)を実施する活動団体を応援するものです。中でも要支援者は週 5 名以上、居場所への参加者は要支援者を含む 10 名以上など申請するうえで必要な審査内容があります。六浦西エリアには、開設の平成 29 年度から 1 団体、また、令和 4 年度より 1 団体が交付を受ける等、積極的に地域活動への強い思いがあります。立ち上げの相談から、交付後も毎年更新する中で、運営に関する課題等を話し合い支援する等寄り添った支援を行っています。
- ⑤生活支援体制整備事業のひとつのサードプレイスは、家でも職場でもない、誰でも気軽な、場だけでなく心の居場所としての場の創出を意図して企画しています。地域のつながりが希薄な方も参加できるよう、企画から実施に携わっていただく等、サークルのような会を継続する中で生きがいを見つけ、地域の担い手になるきっかけづくりの場として継続していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

＜基本的考え方＞

- 協議体である「ささえ愛のつどい」をはじめとする協議の場で、様々な形で講座などを企画実施し、地域住民に広く開かれた形で共有します。
- 六浦ボランティアネットワークの事務局機能の中で資源の把握・ニーズの分析をします。

①担当地域は、鎌倉時代より続く旧家や、昭和 40 年代に開発された住宅街、企業の社宅跡の新興住宅地による住宅街で、様々な歴史を持つ地域住民がいます。区内で唯一、サービス B (イ.④) が 2 か所 3 事業(通所 2・配食 1 事業)展開する地域で、地域住民の助け合い活動も積極的な地域性があります。山坂が多く、川、海もあるため防災の関心が高く、地域活動で積極的に自助、共助を目指している地域性です。

大小様々な自治町内会があり、規模に関係なく自治町内会から住民有志などが開催する活発なサロンやサークル活動が多く存在しますが高齢化も進み、中年層の担い手後継者の獲得が課題です。中年層では自分の空き時間などに短時間のボランティア活動をしたいという声を聞きます。そのような担い手を取り込む新たな仕組みを引き続き地域の関係者と行っています。

②地域住民との協議、信頼関係に関してはイ.①で記載した通りです。

③協議体の一つ「ささえ愛のつどい」は住民持込の企画で実行委員会を立ち上げ講演会の実施をきっかけに、平成 29 年 3 月より発足。毎月、身近な生活支援について課題の抽出、検討、連携や取り

組み方法を探り、実験的な事業展開や事業の勉強会も企画実施し一般に広く共有しています。様々なボランティアの担い手、地域住民による幅広い人材が参加しており、相互のネットワークを作り、課題解決の担い手創出とサービス充実を図っています。参加は自由で、緩やかに繋がることを大切に考え、参加が難しい担い手や地域の関係者（民生児童委員会の会長等）に資料共有しています。今後も隨時、協議が必要な場を設置して積極的に運営していきます。

- ④六浦ボランティアネットワークについてはア.⑥に記載した通りです。また、毎月の定例会は協議の場にもなっており、地域住民を巻き込んだ研修などに活かすなど、継続して支援します。
- ⑤地域住民との信頼関係に関してはイ.①で記載した通り、交流を行いながら築くことが出来ており、継続して良い関係を築いていきます。

エ 高齢者的生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

＜基本的考え方＞

- 地域アセスメント、地域活動への参加の中で、知り得た情報、人材を日常的に必要な機関、地域資源へ伝え、繋げていきます。
- ささえ愛のつどいなどの協議の場で、生活支援コーディネーターが知り得た地域に必要な情報共有を行い、詳細を話し合創出されるサービス等の支援を行います。協議内容を地域へ持ち帰り話し合いやすいように地域の担い手等、必要とされる場に共有をするなど、緩やかに地域へ広げています。

- ①地域の担い手等との立ち話の中でも、必要な情報を共有し、具体的に進めるために、知り得た情報を駆使してサービス創出の機会や、継続・発展に向けて区や区社協も含む必要機関と共有し、前向きに進める努力を行います。
- ②「ささえ愛のつどい」ではこれまで100回ほど協議し、様々なテーマで企画実施してきた講座などの事業は多岐に渡っており（イ.②の通り）、少しずつ地域活動へと拡がっています。例えば、地域の担い手向けの講座とした「六浦の歴史に親しむ」から、「〇〇の歴史の講座」が区内で静かなブームになりました。また「助けられ上手、助け上手」で行ったグループワークの技法が地域の地区推進連絡会等に広がりました。地域の高齢化に伴い、住民がまだ気づいていない「生活に必要な様々な事柄を、自分事として一人一人が自立して考えられる」地域になることを目指した事業展開を、協議体、また、ほかの事業を含め継続して行っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ア) 総合相談・支援事業

＜基本的な考え方＞

- 総合相談事業は、地域の高齢者や住民からの様々な相談を、受容と傾聴の姿勢で幅広く受け止めて、相談の対応を地域のフォーマル・インフォーマルサービスなどの関係機関と連携を図りながら、ワンストップでサービスを提供します。
- 地域の社会資源に支援がつなげられるように、地域情報の把握や関係者との顔の見える関係づくりのため、地域での講座や町内会の会合、催しへの参加を行いました。その取り組みを継続して行い、地域の相談窓口としての役割を担っていきます。
- 相談によって抽出した地域課題を、行政、区社協、医療・介護の関係機関、地域団体等の地域関係者が集まり地域ケア会議を開催して、課題の共有や対応について協議します。
- 権利擁護や高齢者の健康、地域のネットワークづくりなどを包括三職種の専門性を活かして対応していますがより専門性を高めるための所内・外の研修会や連絡会に積極的に参加します。

＜地域特性＞

・地形によるもの

担当地域内は、鎌倉と逗子の山を背景に、街の中に河川が流れ谷に囲まれた自然が多く風光明媚な土地ですが、山坂、河川が多いことで土砂災害警戒地域が複数（箇所は区内の9割を占める）存在します。平地、丘陵、台地には場所を問わず住宅があり、戸建ての他にも4つの公営集合住宅が存在。丘陵、台地の住宅地は場所によりバス、電車へのアクセスが不便で、高齢になっても自動車を運転する方も多く、自動車の運転をやめた方は移動に課題が生じることがあります。

・相談件数、統計によるもの

相談件数は令和3年度から令和5年度までに約3,300件から3,500件へと、第4期指定管理者の応募時期と比べ増加、その傾向は続いている。相談の項目は介護保険、医療の件数が上位で、次に多い項目は認知症に関わる相談となり、認知症の相談の中でも成年後見制度の相談は上昇傾向で相談者は独居、高齢者世帯が増加傾向。後見申立てに関わる支援は令和3年度3人、令和4年度4人、令和5年度5人となり。これらと連動して令和6年3月現在の地区概況シート統計では、区内独居世帯件数1位、高齢者世帯件数2位、認知症自立度Ⅱ以上（要介護認定申請者における）の方が1位となっています。のこと以外の相談も内容が多様化しており、地域住民、区、各事業所、各医療機関と連携をしながら対応をしています。

1 個別相談への対応及び関係部門、関係機関へのつなぎ

- ①地域住民や高齢者が相談をしやすい環境を作り、窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談内容は電子ファイルに保存して、次回以降、相談を受けた時に相談者へシームレスで適切な対応を迅速に行います。
- ②介護に関する相談が最も多いですが、相談内容には個別性を尊重して、相談者が理解しやすい制度の説明、要介護認定の手続きの支援を行っています。相談内容は様々で、対応には居宅介護支援事業者をはじめ、高齢・障害支援担当などの関係機関と連携して、シームレスに相談者の対応を行いワンストップサービスを実践していきます。

2 地域包括支援センターの周知等

- ①地域住民が介護問題や消費者被害、権利擁護に関する困りごとが生じた時に、速やかに相談が出来

るよう地域包括支援センターの役割や窓口の紹介を行っています。地域包括支援センターの存在のPRには、地域ケアプラザの広報誌「かるがも」や地域への出張講座、地域の集会場所などで包括の活動の案内やチラシを配布しています。

②具体的な活動の紹介は、介護や認知症の勉強会、消費者被害の予防対策など生活に身近な相談の実践例を紹介して、相談がしやすい雰囲気づくりを心掛けています。

3 介護者の孤立化の防止と、交流する機会を設ける「介護者のつどい」の取組み

①介護者の抱え込みや孤立化の予防のため「町内会でのサロン」や、介護の精神的な負担を軽減するため、介護者どうしによる話し合いを行う「介護者のつどい」を毎月開催していきます。参加者は介護の経験者から現在介護をしている人で、総合相談や地域の講座でも対象となる人に参観の案内をしています。

4 地域の特性の把握、地域における社会資源の把握とネットワーク化

①総合相談の中から地域の課題を抽出し、地域会議等により解決方法を検討していきます

②地域における高齢化、少子化の状況、独居者の増加傾向、町ごとの特性等を把握します。

地域の組織、福祉保健団体・人材を把握し、これらのネットワーク化を図っていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(イ) 認知症支援事業について

1 地域性を踏まえた取り組み

①地域における高齢化の状況、独居世帯、高齢者のみ世帯の状況等、地域の特性等を把握したうえで、認知症対策の取り組みを進めていきます。

②認知症サポーターや認知症キャラバンメイトなど、地域における認知症に係る人材の育成状況など踏まえて、取り組みを進めていきます。

2 認知症の方を地域で支えられる仕組みづくり

①窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者への適切な対応を行います。

②介護保険の代行申請も行い、また、適切な関係部門、医療機関へつないでいきます。

③オレンジサポートチームの取組に協力し、医療につながっていない認知症高齢者に医療、介護保険などのサービスにつながるよう連携支援します。

④SOS ネットワークの一員として警察、区、民間機関と迅速に連携を図り、認知症で行方不明となつた方や家族の不安を解消するように支援を行います。

⑤消費者被害を受け易いため、トラブルの防止のための取り組みも行います。地域活動交流、生活支援コーディネーターが中心となり毎年地域の小中学校で認知症サポーター養成講座を開催しています。若い世代から認知症についての理解を深め、地域における認知症に係る人材を育成する為、地域活動交流、生活支援コーディネーターと協働し認知症サポーター養成講座を開催していきます。

4 認知症の正しい理解のための普及啓発

①令和6年12月に協議体「ささえ愛のつどい」を対象に認知症と権利擁護についての講座を開催しました。認知症についての理解をさらに深め、消費者被害、詐欺を防ぐ講座の開催をしていきます。

②地域住民を対象とした介護や認知症等の知識を広げる講座、消費者被害、詐欺を防ぐ講座の開催、これらをつうじて相談いただくこと、ニーズの把握、解決ができるように対応していきます。

令和4年度の個別地域ケア会議を機に、地域と「認知症講座」を毎年、企画・開催を協働して継続します。また、高齢化率や相談件数が高い地域のアセスメントを行い自治町内会と協働し、出張講座を行います。

5 孤立の防止や介護者のつどい等への取組

①介護者の孤立予防と介護の精神的負担軽減のための「介護者のつどい」を毎月第三土曜日に開催しています。介護者が気軽に参加出来、協力医にも参加いただくことで、介護・医療の専門職とつながりをもち相談や交流ができるよう支援します。

②地域活動交流、生活支援コーディネーターと協働し毎月第二月曜日に多世代交流カフェ「むうたんカフェ」を開催しています。高齢者の孤立感解消や介護者の孤立予防の為、気軽に誰でもカフェに参加できるように努めます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ウ) 権利擁護業務について

＜基本的な考え方＞

- すべての地域包括支援センター業務に「権利擁護」の視点を持ち取り組みます。また、地域住民に対しても「権利擁護」を理解していただけるよう取り組みます。この取り組みは地域住民が参加しやすいように出張して行うことも検討します。
- どのような状況にあっても「住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができる」という権利行使ができるよう専門職として対応、支援をいたします。
- 尊厳が保たれた権利行使が行えるよう区をはじめとする関係機関と連携しネットワークを構築します。

1 高齢者虐待等の対応

- ①区をはじめ、地域住民、民生委員、居宅介護支援事業所、サービス事業所等からの相談が早期にされるよう平素から連携を心がけ、体制づくりに努めます。
- ②対応については権利擁護を意識し横浜市高齢者虐待防止事業指針及びマニュアルに従い、被虐待者、虐待者に生じている不適切な状態の解消のみならず、関係性の再構築ができるよう取り組みます。
- ③高齢者虐待防止の意義、正しい知識、本質的な理解を目指し啓発に取り組みます。

2 認知症をはじめ判断能力が低下した方（していると思う方）への対応

- ①認知症の方が適切な権利行使を行えるように支援をいたします。
- ②地域の理解を得るため啓発の講座、認知症サポーター養成講座を行います。これらの講座は権利擁護を基盤として啓発できる内容を心がけます。
- ③心身の状態を把握した上で本人の希望がかなうよう意思決定支援を基本に支援をいたします。成年後見制度、日常生活自立支援事業等、判断能力が低下したことによりその人らしい生活をすぐす権利が行使できないことを解消するための制度等を提案いたします。また、このために関係機関と連携しネットワーク構築します。
- ④毎年度増加傾向にある成年後見制度申立てにかかる支援については、引き続き権利擁護の視点を持って関係機関と連携し支援をいたします。
- ⑤本人の意思を形にする目的でエンディングノート、もしも手帳の活用、啓発に努めます。

3 消費者被害の防止、対応

- ①消費者被害を契約の自由の原則に基づくものと考えず、自己肯定感が低くなり本人の尊厳を著しく損なう被害と位置づけ権利擁護の必要性を理解し対応いたします。
- ②予防と早期発見、再発防止に必要な情報を広報紙で周知し地域住民が集まる機会では常に声掛けを行い情報提供に努めます。

4 権利擁護の啓発活動

- ①これまでに協議体、町内会、事業をつうじて短時間の講座を含め、権利擁護に関する講座（高齢者虐待、認知症、成年後見制度、消費者被害、意思決定等）を開催し地域住民に働きかけを行い。理解や一定の評価を得ています。引き続き啓発活動を行い、権利擁護の理解を深めていけるよう努めます。

②地域で予防する体制構築のために地域住民、民生委員、居宅介護支援事業所、サービス事業所、消費生活総合センター、必要に応じて警察、司法関係者と連携を行い、講座を開催（出張含む）することも検討します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域包括ケアシステムの構築に取り組みながら地域の課題を抽出して、地域情報や様々な社会資源を活用した「包括的な支援」を行うとともに、生活環境の変化等に応じて「継続的な支援」を適切に行う取り組みを行います。
- 個々の利用者のケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、困難ケースでも適切なケアマネジメントができるように、制度の紹介や関係者間のネットワークを紹介して支援を行います。

1 ケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを行うための環境づくり

- ①ケアマネジャーが包括的なケアマネジメントを行うために、担当地域の介護施設や、医療機関、地域のインフォーマルサービスに関する情報を把握し、ケアマネジャーへの情報提供や担当者や窓口とケアマネジャーが連携を図れるように情報交換会の開催などで包括的・継続的ケアマネジメントを支援します。
- ②担当地域の町内会で出張講座による介護保険制度の利用やケアマネジャーの役割を紹介して、地域住民が介護が必要になった時にケアマネジャーとつなぎやすいように支援を行います。
- ③ケアマネジャーと医療関係者、インフォーマル団体との情報交換会や、連携をテーマとした研修会などを開催して、関係機関との連携体制を構築する活動を例年、継続して行っていますが、今後も地域課題や8050世帯などの問題を織り込んで、引き続き開催していきます。

2 ケアマネジャーに対する個別支援

- ①ケアマネジャーのケアマネジメントや個々のケース対応への支援を行います。電話やメール、居宅介護支援事業者への訪問などによって、ケース対応や制度の利用などの相談を行います。
- ②支援困難なケースについて、ケアマネジャーと一緒に対応に考えます。必要に応じて同行訪問することによってケアマネジメントの支援を行います。
- ③新任ケアマネジャーが、経験不足から関連機関との調整などが難しく適切なケアマネジメントが難しい場合等、対応や支援の方向性をともに考えて、ケアプランの作成指導を行います。

在宅医療・介護連携推進事業

- 介護保険法改正によって、医療と介護の連携の推進が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に位置づけられ、地域包括支援センターがその役割の一部を担うことになっています。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年には、金沢区の高齢化率は約31.4%を超えると見込まれています。（現在の六浦プラザエリアの高齢化率は、区全体よりも3%高い。）
- 75歳以上高齢者は、医療や介護が必要になる割合が高く、病院や介護施設のベッド不足等から在宅者が増えていきますので、医療と介護が連携して在宅で支えることが必要になります。

1 要医療・要介護者を支援するための医療と介護の連携

- ①区内の居宅介護支援事業所連絡会、医師会、在宅医療相談室などの医療・介護の関係者間が連携を図り協働出来る体制づくりとして、主任ケアマネジャー部会で情報交換会や研修会を開催しています。今後も継続して顔の見える関係づくりや業務の課題を話し合う支援を行います。

- ②区薬剤師会、居宅介護支援事業所連絡会、在宅医療相談室、主任ケアマネジャー部会で服薬や薬に関する知識を学ぶ研修会を毎年開催しています。今後も継続して利用者や地域住民が健康を維持するために服薬管理や薬の知識、法律などを学ぶ場を作っています。
- ③サービス担当者会議などの場面で、医療サービス担当者から、利用者の病気・治療に関する情報や介護時の医療面からの助言などの情報提供を共有してケアに反映する支援を行います。
- ④利用者が入院をした際には、ケアマネジャーと病院関係者が「入院時情報共有シート」を用いて連携を図り、入院中の治療と退院後の支援がシームレスに行えるように取り組んでいます。今後もシートの活用の促進や、入退院時の情報共有の支援を行います。

2 連携のための医療・介護関係者の相互協力体制の構築

- ①入院中の要支援・要介護者が退院する際に、スムーズに在宅生活につなげられるよう、医療相談室と連絡を取り、地域のケアマネジャーへつないで在宅サービスが速やかに受けられるように支援を行います。また例年、区内の病院の医療相談室、退院支援担当者・MSWと包括3職種の職員が、退院支援に関する情報共有を話し合い、連携を速やかに行えるよう話し合いを行っています。
- ②上記連絡会の他に、全区を対象とした医療・介護・障害関係の職員による地域のケース検討と情報共有の場として、主任ケアマネジャー部会主催による多職種参加の事例検討会を例年、定期的に開催しています。そこから課題として挙げられる8050問題等の検討も障害関係の担当者と協働して対応を検討しています。
- ③地域ケア会議や研修会への医療機関等の参加を依頼し、密接な連携が取れるよう顔の見える関係づくりを構築しています。

3 医療や介護に関する地域の方への啓発事業

地域ケアプラザにおいて同法人の金沢区にある病院の医師や看護師等に依頼して、地域向け医療講座を開催するとともに、介護に関する説明会等を実施し、医療や介護に関する正しい知識の啓発に努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

＜地域包括ケアシステム実現の基本的な考え方＞

- 権利擁護の視点を持ち、地域で暮らす高齢者が、介護等の支援が必要な状況になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる話し合いの機会を設けます。
- 地域特性である認知症、独居世帯、高齢者のみの世帯、成年後見制度等に限らず、様々な方の意見を伺い、話し合いの機会を設けます。

＜活用と取り組み＞

- ①地域ケア会議では地域課題やニーズの検討を行い、ネットワークを構築しながら必要な社会基盤につなげること、個別ケースを始点とし包括レベル、区レベル、市レベルへと展開できるように努めます。
- ②地域ケア会議では個別機能解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の5つの機能を連動することができるよう努めます。
- ③地域ケア会議に参加される方は区や本人、家族、民生委員、町内会の方をはじめとする地域住民、医療機関、居宅介護支援事業所、サービス事業所等、地域事業者等としますが、これに限定せず柔軟に参加していただき幅広い意見を伺えるように努めます。また、このことにより「医療・介護・介護予防・生活支援（生活支援体制整備事業を含む）」が一体的に提供されるように前述も含め推進いたします。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 介護予防ケアマネジメント及び介護予防ケアプランの作成実績

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和6年度	284	289	301	311	313	306	316	316	314	316			
令和5年度	300	306	299	302	298	300	293	293	293	284	284	284	3536
令和4年度	315	308	318	325	321	321	320	330	327	322	326	320	3853

2 具体的な支援内容の計画作成方法

(1) 介護予防プラン及び介護予防ケアマネジメントの作成等について

- ①高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、個人の生活に合わせて総合的な支援を行うとともに、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう支援していきます。
- ②要介護等の恐れのある方が要支援者になっても、継続したケアマネジメントを行います。

(2) 地域の様々な資源の活用

- ①サービス事業者、保健、医療、福祉の関係機関、地域のインフォーマルサービス（※）との連携が不可欠なため、区で開催される研修会や連絡会、ケース検討会等に積極的に参加し会を通じてネットワークを強化していきます。（※公的な介護保険サービスではない、地域団体等による福祉活動・サービス）担当地域にはサービスBが二箇所（みんなの交流スペースむつら、すずらん）、平成16年より活動中のボランティアネットワークがあります。地域活動交流及び生活支援コーディネーターや民生委員など地域の方とインフォーマルサービスの情報を共有していきます。介護保険サービス以外にも地域のインフォーマルサービスもプランの中に位置付けていきます。

(3) 基本チェックリストによる要支援・要介護状態となる恐れのある方の把握

- ①相談するきっかけとなるよう地域の様々な場面で介護予防の情報を発信していきます。
- ②様々な相談業務や地域行事等の中で生活が不活発となっている高齢者を抽出します。
- ③基本チェックリストを使い、機能低下リスクを判定するとともに介護予防啓発に努めます。
- ④必要な方には、何故、生活機能が衰えているのかを分析し、生活機能改善の目標を定めて介護予防のためのプランを作成します。

3 担当職員の確保及び人材育成及び居宅介護支援事業者への業務委託

- ①介護予防ケアマネジメント対象者は増加傾向にあり看護師1名、主任ケアマネジャー1名、社会福祉士2名、非常勤1名の介護予防ケアプランナーが担当しています。地域包括支援センター3職種、介護予防ケアプランナー、生活支援コーディネーターで毎週1回カンファレンスを開催し、支援状況や課題の共有、必要に応じて同行訪問し3職種の専門性を生かし、利用者の状況にあつた予防給付の計画づくりをしていきます。
- ②毎年、局で開催される「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務研修」には看護職が出席し他職種に伝達、共有しています。又、区で開催される「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務研修」にも参加し利用者の自立に向けたケアマネジメント能力向上を図っていきます。
- ③指定居宅介護支援事業者への業務委託についても業務委託を受けていただける事業者を探し、当ケアアラザの居宅介護支援事業部署にも協力を得て、進めています。
- ④居介護支援事業者への委託の際は、公正中立性を確保するために、委託事業所リストを作成し委託先に偏りがない事を確認出来るようにしています。サービス利用者の方に選択肢を提示、利用者の方の意見を尊重しつつ委託することによって、プランを作成していきます。
- ⑤委託先のケアマネジャーが作成した介護予防ケアプランには3職種の専門性を生かした意見を記載、指導し委託先のケアマネジャーの質の向上も図っていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

＜介護予防・認知症予防の重要性＞

- 介護保険制度開始以来、軽度認定者の方の増加率が高いと言われています。
- 要介護状態になった原因は、軽度の方は、高齢による衰弱、関節疾患、骨折・転倒の割合が高く、徐々に生活機能が低下する廃用症候群に該当する方が多いと言われています。
- 認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）は要介護認定者の約6割と言われ、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年をまさに迎え、今後も増加が見込まれています。

＜基本的考え方＞

- 高齢者がフレイル予防に取り組む意識を高め、セルフケアの方法を身につけ健康寿命を延ばし地域での生活を継続していくよう、地域アセスメントを行いながら、ケアプラザの貸館や町内会で「ロコモ予防」「オーラルフレイル予防」「栄養改善」を目的とした介護予防講座を開催していきます。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方とともに、健康づくりや体力づくりの場を増やしていくとともに、介護予防・認知症予防の啓発に取り組んでいきます。
- プラザにおける自主事業等も介護予防・認知症予防の観点から様々な事業を展開していきます。

1 地域の方と連携した介護予防・認知症予防の普及啓発

- ①地域における高齢者の食事会、ミニデイサービス、相談会等に参加して積極的に介護予防の啓発を行っていきます。日常の中で介護予防を意識した生活を行うよう支援していきます。
- ②高齢化率や地域での活動、相談件数が高いところなど地域アセスメントを行い、自治町内会と協働し、必要な個所で介護予防の出張講座を行います。

2 元気づくりステーションやサロン等の支援

元気づくりステーションは2カ所あり(ロコモ予防体操教室、健康づくりの会)、スリーA(認知症予防のための脳活性化リハビリゲーム)を行っているあさひないきいきカフェやコグニサイズ等を行っているラブラボコグニサークル南川、介護予防に資する活動やサロンなどもあり、フォローアップ研修の開催、体力測定などを行い介護予防に取り組む地域の活動が、今後も継続するよう区・保健師と連携し支援していきます。

3 認知症の予防について ※認知症支援事業については、詳細を35頁に記載しました。

- ①認知症の予防には、身体を動かすこと、指を動かすこと、頭を使うことが重要と言われています。
- ②認知症予防・介護予防の観点から、プラザの自主事業として、むうたんカフェ、体操教室、書道教室などを開催していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

＜基本的な考え方＞

- 総合相談支援事業、認知症支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議に加え生活支援体制整備事業、地域ケアプラザ運営事業等をつなぎ連携を取り構築に努めます。また、本人、家族、民生委員、町内会の方をはじめとする地域住民とも同じく連携を取り構築に努めます。
- 介護保険サービスに限らず地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア活動、インフォーマルサポート等の様々な社会資源が有機的に連携することができるよう環境整備を行います。
- 地域ケアプラザ内では5職種（保健師・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師・社会福祉主事）をはじめ全ての職員が能動的に連携を行います。

＜取り組み＞

①地域団体やボランティア団体との連携によるネットワークの構築

本人、家族、民生委員、町内会の方をはじめとする地域住民、活動団体、サロン、地域事業者、とのかかわり、様々な講座、会議をつうじてネットワーク構築に努めます。

②福祉・介護等、専門職との連携によるネットワークの構築

- ・すでに行っているケアマネジャー支援、連携（認知症、家族の対応、経済的困難、虐待、成年後見制度、消費者被害、講座）を真摯に対応することにより構築したネットワークをさらに強化いたします。
- ・弁護士、司法書士、行政書士、神奈川県社会福祉士会、社協と連携を続けネットワークを構築し成年後見制度、日常生活自立支援事業の啓発に努めます。また、これら専門職の強みを活かした問題解決（例えば法律相談）に努めます。
- ・サロン、ボランティア、他インフォーマルサービスの情報提供を行うことで地域とケアマネジャーをつなぐネットワーク構築に努めます。

③地域ケア会議を活用したネットワークの構築

- ・地域ケア会議をつうじて連携を行い本人、家族、民生委員、町内会の方をはじめとする地域住民、活動団体、サロン、地域事業者と連携を続け構築したネットワークをさらに強化いたします。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

＜居宅介護支援事業とは＞

○要介護認定を受けた方が在宅で適切な介護サービスが利用できるよう、その方の心身の状況や置かれている環境、希望などに配慮したうえで、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業所などと調整を行う事業です。

居宅介護支援事業 月別延べ利用者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和6年度	98	98	106	108	127	131	141	139	136				
令和5年度	124	125	122	123	121	118	116	115	115	113	103	101	1095
令和4年度	146	142	142	138	133	130	130	128	127	126	128	127	1105

＜基本的考え方＞

○公の施設における居宅介護支援であることを常に意識し、有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、また必要な介護サービスが適切に利用できるようなケアプランの作成に努めます。

○個人の価値観を尊重し、制度利用へのわかりやすい説明や、保険外サービスなどの情報提供を行うことで、自己決定権を尊重した支援を行います。それにより、地域に選ばれる居宅介護支援であることをを目指します。

1 指定介護予防支援事業者との連携

地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）との連携を密に行うことで、急に介護が必要になった際ににおいても、スムーズに移行できる体制を整えております。

また、要支援認定利用者や事業対象者においては、ケアプラザ自主事業や自治会活動など、地域にて行われる事業も積極的に活用することで、自立生活に向けたケアプランを作成いたします。

2 処遇困難ケースへの積極的対応

地域包括支援センターや区高齢者支援担当などからの、処遇困難ケースの依頼に対して、積極的に対応できるよう、10年以上の経験年数を持つケアマネジャー、保健師・社会福祉士などの基礎資格を有するケアマネジャーを配置しております。また、世帯全体への課題にも対応できるよう、介護保険制度以外の研修にも積極的に参加し、令和6年度は、生活保護法や精神疾患、知的障がい者を含む世帯支援などの研修に参加いたしました。今後も年2回以上の他制度に関する研修参加を目標とし、資質向上に努めます。

3 大規模災害発生時への備え

「自然災害や感染症拡大から利用者の安全を守るため、BCP計画を作成、訓練も実施しています。利用者、家族にも緊急時の対応に意識づけを行って頂けるように、契約時には地域防災拠点や一時避難場所などの場所を一緒に確認させて頂き、ハザードマップによる情報共有をしています。大規模災害時においては、担当ケアマネジャーが個別のケースを避難誘導することは困難と考えるため、事前に利用者・家族と緊急時の対応と避難方法を確認しています。

4 看取り支援

最期までその人らしく過ごしていただき、住み慣れた自宅でその時を迎えるよう、利用者やその家族の心に寄り添える支援が行えることを事業所全体の特色としております。そのため、①ACP（アドバンス・ケア・プランニング）研修の参加②MD S（メディカル・ケア・システム）活用による医療職との連携の充実③金沢区医療福祉連携の会への参画による、地域医療従事者との関係性の向上④在宅医療サポートマップ（横浜市作成）の活用、などに努めてまいりました。令和5年度は12件、令和6年度は22件の利用者の看取り支援を行いました。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

デイサービス（通所介護・介護予防通所介護、第1号通所事業 計）月別延べ利用者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和6年度	636	672	627	645	652	665	709	676	628				5,910
令和5年度	592	688	653	649	713	679	693	681	643	608	640	629	7,868
令和4年度	690	637	651	621	622	640	607	605	550	557	537	611	7,328
令和5年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5					
利用者割合		10.1%	17.9 %	25.5 %	25.9 %	9.8 %	8.6 %	2.2 %					

1 デイサービス運営方針

- ①閉じこもり防止による心身状態の維持・向上とともに、家族の介護負担の軽減を図ります。
- ②利用者の方の状態に応じたサービスの実施を心がけ、生きがい増進に努めています。
- ③機能訓練のリハビリを兼ねたゲームや体操、精神の活性化を援助する脳トレ、絵手紙、囲碁、将棋、麻雀、パソコンゲーム等その方に合った活動で楽しい1日を過ごしていただきます。
- ④栄養バランスと味を考えた昼食やおやつの提供、また、歯科衛生士による口腔機能改善を行うとともに、定期的な評価と計画の見直し等を行っていきます。

御膳や行事食を提供します

2 デイサービスの1日の流れ

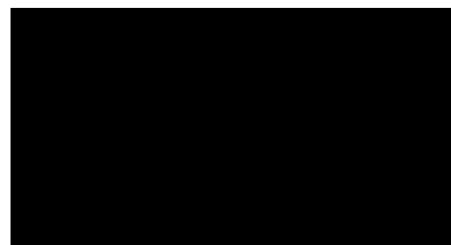
8:15	ご自宅までお迎えにあがります
8:30	看護師が健康チェックを行います
	職員がお風呂の介助をします
9:30	カレンダー作成、ぬり絵などの趣味活動をします 誤嚥防止の食前体操をします
12:00	昼食は栄養バランスを考えた温かいメニューです
13:00	好きな趣味活動をします
15:00	週変わりのおやつを提供します
15:30	体を動かす集団体操をします
16:35	ご自宅までお送りします



※ 季節に応じて、敬老会、運動会、クリスマス会

お誕生会など様々な行事を行い、楽しんでいただきます。

ボランティアによる催し風景



3 利用者の声を聞き、サービスを見直していく仕組み

- ①ニーズ調査を毎年行うとともにご意見箱により、利用者や家族の声に耳を傾け、サービス内容の見直しを行っていきます。

4 デイサービス職員の質の向上、事故防止の取組

- ①月1回の全体会議で様々な課題を話し合うとともに、介助方法等の勉強会を行います。
- ②事故防止マニュアルに基づき、ヒヤリハット等の事故防止研修を行うとともに、事故防止委員会で確認・検証を行い、決して事故を起こさない決意でサービスを提供していきます。

5 地域、小中学校、ボランティアとの交流

- ①近隣の保育園と七夕、クリスマス会等の行事で交流を図るとともに、小中学校、高校の生徒さんや横浜市の新採用職員などの方に実習に来ていただき、交流を図っていきます。
- ②地域で活動している団体（フラダンス、吹奏楽等）を招きクリスマス会、敬老会等を行っています。
- ③横浜市大看護学生、関東学院大看護学生はじめ、近隣の看護学生、教員養成の実習生や中学生職場体験、小学生の見学等を数多く受け入れ、次世代育成と交流を行います。

6 広報、利用者数を増やす取組

- ①季節の行事や、献立表などを掲載するデイサービス広報誌を毎月発行し、利用者・家族への情報提供に努めるとともに、地域住民や他の要介護者、事業者へのPRに努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザの運営財源 1 指定管理料

地域活動交流（貸室、自主事業）、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業、介護予防事業については、横浜市からの指定管理料で運営されています。

1 地域活動交流、地域包括センター事業、生活支援体制整備事業 (千円)

項目	金額	地域活動交流事業 経費に対する考え方	地域包括支援センター+生活支援体制整備事業 経費に対する考え方	金額
人件費	12,913	所長（兼務1／8）、 コーディネーター（常勤専従1名） サブコーディネータ（非常勤4名）	所長（3／8兼務） 社会福祉士、（常勤専従2名） 保健師（常勤1名） 主任ケアマネジャー（常勤1名） 生活支援コーディネーター（常勤1名）	34,438
事業費	5,087	各種自主事業実施経費（広報・印刷費、講師謝金等）		1,300
事務費	1,500	各事業実施のための備品費、消耗品費、交通費・ガソリン代、通信運搬費等		379
管理費	4,000	光熱水費、施設の保守管理費、小破修繕費等 ※施設内経費を、事業ごとに按分		1,700
その他	474	小破修繕費、協力医謝金		756
施設使用料相当額	△1,036	通所介護利用部分に係る施設使用料相当額		
合計	22,938	← ①	② →	38,573

2 介護予防事業費 154千円 (③)

3 指定管理料 合計額 61,665千円 (①+②+③)

4 利用者サービス向上のための経費、修繕費への配分

- ①利用者さんが行うそれぞれの自主事業に必要な備品の購入は、速やかに行うよう気を付けています。
- ②施設内の安全に目配り気配りをして、怪我などを起こさないよう注意しています。
修繕が必要な場合は区役所と連携を取り実行しています。

5 運営費節減に関する基本的考え方

- ①節電節水にはきをつけながら、利用者さんのサービス低下にならないよう心掛けて行います。
- ②温度設定は基本的には決めていますが、急激に温度を下げたりすることの方が電気料金には負荷がかかりますので、湿度も考えながら温度調整をしています。
- ③コピー用紙等の購入に関しては、済生会のスケールメリットをいかして価格の安い物を購入するようにしています。またIT化により用紙の出力は極力減らし、印刷時には「両面印刷」及び「集約印刷」を実施しペーパーレス化に努めます。
- ④在庫を極力減らし、不必要的ものを購入しないよう心掛けています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

地域ケアプラザの運営財源2 利用料金

事業種別	運営財源	
3 介護保険事業 (給付関連事業等)	①通所介護、介護予防通所介護 第1号通所事業等 (デイサービス事業)	介護報酬(9割~7割)等 +利用者負担(1割~3割) (条例上は、 利用料金 として位置付け)
	②居宅介護支援、介護予防支援等 第1号介護予防支援事業 (ケアプラン等作成事業)	介護報酬(10割)等 ※利用者負担なし (条例上は、 利用料金 として位置付け)

※介護保険給付事業であるデイサービス及び居宅介護支援等事業は、横浜市地域ケアプラザ条例上、施設の利用料金として位置付けられていますが、独立採算的事業として介護報酬等の範囲内で運営されています。

1 利用料金の収支の活用

- ①デイサービス等の介護報酬の中から、施設使用料相当分として、施設規模に応じ市が定める一定金額を指定管理料から控除して指定管理料を設定します。
- ②指定管理料に係る事業（地域活動交流事業、地域包括支援センター事業）で、単年度の赤字が生じた場合は、デイサービス等の介護給付事業の利用料金の収支差額から補填します。

2 介護保険事業（給付関連事業等）における運営効率性についての考え方

- ①介護報酬の中で、適切な運営と必要なサービス提供が損なわれないよう取り組んでいきます。
- ②介護保険事業の経費は人件費に負うところが大きいため、各部門に必要不可欠な常勤職員を確保するとともに非常勤職員を活用することで、介護報酬内で効率的な運営ができるよう努めています。また利用者さんの人数に適した配置人数で勤務するよう心掛けています。
- ③運営費節減だけでなく、利用者数の増が運営効率化の大きな要素であるため、様々なPRを進め、信頼される事業者となることによって、利用者を獲得していくことを目指します。
- ④デイ事業等は、登録ボランティアの力も借りることにより効率的な執行に努めています。

3 運営費節減に関する基本的考え方

- ①極力経費節減を図りつつも、要介護の方に対する事業であることを配慮し、利用者の方の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ②光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
 - ・夏季冷房・冬季暖房の設定を基本設定して、電力消費を抑えてECO活動にも貢献します。
 - ・空き室の消灯の徹底、利用の少ない夜間における消灯を進めていきたいと思います。
 - ③コピー用紙は済生会のスケールメリットを活かし共同購入した価格の安い物を使用。カラーコピーを極力無くして事務費の費用削減をしていきます。またIT化により用紙の出力は極力減らし、印刷時には「両面印刷」及び「集約印刷」を実施しペーパーレス化に努めます。

4 寄付文化の醸成

- ・地域や福祉のための寄付や企業協賛等のPRを行うとともに、寄付等の申し出があった場合は、広報紙等で感謝の意を表しできる限り寄付文化を醸成していきたいと考えています。

指定管理料提案書
(横浜市六浦地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	12,912,500円	13,056,500円	13,200,500円	13,344,500円	13,488,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費	事業における保険料 研修費等	□	5,087,500円	5,087,500円	5,087,500円	5,087,500円	5,087,500円	
事務費	備品購入費 旅費 研修費等	□	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	4,000,000円	4,000,000円	4,000,000円	4,000,000円	4,000,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>		0円	-144,000円	-288,000円	-432,000円	-576,000円	
施設使用料相当額			-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	
合計			22,938,000円	22,938,000円	22,938,000円	22,938,000円	22,938,000円	
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	28,637,500円	28,917,500円	29,197,500円	29,477,500円	29,757,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費		事業における保険料 研修費等	□	1,050,000円	1,050,000円	1,050,000円	1,050,000円	1,050,000円
事務費		備品購入費 旅費 研修費等	□	244,500円	244,500円	244,500円	244,500円	244,500円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,700,000円	1,700,000円	1,700,000円	1,700,000円	1,700,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合に記載してください。>		0円	-280,000円	-560,000円	-840,000円	-1,120,000円
合計				32,388,000円	32,388,000円	32,388,000円	32,388,000円	32,388,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
事業費	水道光熱費 教養娛樂費	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	
事務費	福利厚生費 業務委託費 等	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	-48,000円	-96,000円	-144,000円	-192,000円	
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	講師謝金・資料代	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市六浦地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	① 基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
② 基礎単価						
	配置予定人数					
③ 基礎単価						
	配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	① 基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
② 基礎単価						
	配置予定人数					
③ 基礎単価						
	配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

横浜市地域ケアプラザ事業実施要項を遵守した人数とする
